# 第1回座間味村議会定例会

第2日目

3 月 9 日

			令	和 5	5 年	第	1 回	座	間吃	卡村	·議会	定	例名	会会	議	録				
招	集	年 月	日						令	和	5 年	3	月	8	日					
招	集	場	所					座	間	味	ミ 村	議	会	議	认	型				
開	散	会	等	開	議			f	<b>う</b> 和 5	5年3	3月9日	十	-前10	時00	分	議長国	訂言	i		
日	時	宣	告	散	会			f	<b>う和</b> 5	5年3	3月9日	十	-後4	時04	分	議長国	訂言	i		
				議番	席号		氏			名			席号		J	夭			名	
出	席	議	員	1	番		又	吉	文	江		6	番		, 1	宮 平	Ź.	清	志	
	(応	招)		2	番		西	田	吉点	之介		7	番		) 	宮 平	Ź.	喜	文	
	, <b>-</b>	<b>V</b> ,		3	番		垣	花	太	郎										
				5	番		中	村	秀	克										
欠	席	議	員	議番	席号		氏			名		議番	席 号		J	毛			名	
	(不)	応 招)																		
会	議録	署名議	員	5	番		中	村	秀	克		6	番		ا	宮 平	Ž.	清	志	
	<b>め</b> のた した者	め議場に	こ出	事	務	局	長	中	村	和	茂	臨	時	書	記					
				村			長	宮	里		哲	船舶	拍•	見光諄	長	中		村		悟
地フ	方自治	法第12	1条	副	木	寸	長	宮	平	真印	由美	教	育	課	長	乜	<u>'\</u>	田		力
123	より説	明のため	か議	教	Ī	大 有	長	垣	花		健	会	計	課	長	勻	≥₩	原	由	人
場に	こ出席	した者の	り職	総	務	課	長	宮	平	壮-	一郎	総	務認	果参	事	并	Ę	嶺	直	生
及で	び氏名			住	民	課	長	石	Щ	聖	子									
				産	業振	興課	長	宮	平		明									

## 令和5年第1回座間味村議会定例会議事日程(第2号)

(令和5年3月9日午前10時00分開議)

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		提出議案の説明(議案第14号~議案第21号まで)
3	議案第14号	令和5年度座間味村一般会計予算について
4	議案第15号	令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算について
5	議案第16号	令和5年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算について
6	議案第17号	令和5年度座間味村航路事業特別会計予算について
7	議案第18号	令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計予算について
8	議案第19号	令和5年度座間味村下水道事業特別会計予算について
9	議案第20号	令和5年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算について
10	議案第21号	令和5年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算について
11	議案第22号	訴えの提起について
12	議案第23号	令和4年度座間味村一般会計補正予算(第11号)について
13	議案第24号	座間味村第5次総合計画の策定について
14		同意案件の説明(同意第1号~同意第4号)
15	同意第1号	教育委員会教育長の任命について
16	同意第2号	座間味村教育委員会委員の任命について
17	同意第3号	座間味村教育委員会委員の任命について
18	同意第4号	座間味村監査委員の選任について
19	報告第1号	令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画報告について
20	発議第1号	有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る決議
21	発議第2号	日米地位協定の見直しに関する要望決議
22	発議第3号	沖縄の離島振興に関する要望決議
23		議員派遣の件について

#### 〇 議長(宮平喜文)

ただいまから本日の会議を開きます。

開議(午前10時00分)

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 中村秀克議員及び6番 宮平清 志議員を指名します。

日程第2. 議案第14号 令和5年度座間味村一般会計予算についてから議案第24号 令和5年座間味村第5次総合計画策定についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

### 〇 村長 (宮里 哲)

よろしくお願いいたします。それでは説明をさせていただきますが、この議案につきましては、前回行われました全員協議会の中で御説明をさせていただいておりますので、かがみのみの朗読で説明に代えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### 議案第14号

#### 令和5年度座間味村一般会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 令和5年度座間味村一般会計予算

令和5年度座間味村一般会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,424,414千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (地方債)
- 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

## 第1表 歳 入 歳 出 予 算

			款						項					金	額
1	村				税										87, 177
						1	村		Þ	5			税		34, 346
						2	古	定	資	¥	産		税		38, 054
						3	軽	自	重	t)	車		税		4, 030
						4	村	た	V	Ĭ	۲		税		3, 747
						5	法	定	外	目	É	的	税		7,000
2	地	方	譲	与	税										7, 548
						1	地	方 揮	発	油	譲	与	税		1, 818
						2	自	動車	重	量	譲	与	税		5, 429
						4	航	空機	燃	料	譲	与	税		1
						5	森	林	景境	ž	譲	与	税		300
3	利	子	割交	付	金										17
						1	利	子	割	交	: 1	计	金		17
4	配	当	割交	付	金										194
						1	配	当	割	交	: 1	计	金		194
5	株	式 等 譲	渡所得	割交付	金										208
						1	株	式 等 譲	渡月	「 得	割	交 付	金		208
6	地	方 消	費税	交 付	金										24, 163
						1	地	方 消	費	税	交	付	金		24, 163
7	法	人 事	業税	交 付	金										1, 510
						1	法	人 事	業	税	交	付	金		1, 510
8	自	動車	取得移	交 付	金										772
						1	自	動車	取得	<u></u> 移	<del></del> 兑 交	付	金		20
						2	環	境性	能	割	交	付	金		752
9	地	方 朱	身 例	交 付	金										28
						1	地	方 特	<b>身</b> 另	<u> </u>	交	付	金		28

			款					J	項			金	額
10	地	方	交	付	秭								941, 184
						1	地	方	交	付	税		941, 184
12	使	用 料	及び	手	数 彩	-							77, 134
						1	使		用		料		71, 843
						2	手		数		料		5, 291
13	玉	庫	支	出	金	:							40, 277
						1	玉	庫	負	担	金		24, 160
						2	玉	庫	補	助	金		14, 800
						3	玉	庫	委	託	金		1, 317
14	県	支	ζ.	出	金	:							195, 449
						1	県	負		担	金		15, 576
						2	県	補		助	金		138, 481
						3	県	委		託	金		41, 392
15	財	產	<u> </u>	収	ス	-							321
						1	財	産 道	Ē	用 収	入		321
16	寄		附		金								1,062
						1	寄		附		金		1,062
17	繰		入		金								2, 739
						2	基	金	繰	入	金		2, 739
18	繰		越		金								30, 000
						1	繰		越		金		30, 000
19	諸		収		ス								8, 631
						1	延	滞金、加	算	金及び	過料		50
						2	預	金		利	子		1
						4	雑				入		8, 580
20	村				債								6,000
						1	村				債		6,000
			歳		入		合	計					1, 424, 414

	款			項		金	額
1 議	会	費					35, 001
			1 請	会 会	費		35, 001

			款							ij	頁					金	È	額
2	総		務	;	費													347, 140
					Ī	1	総		務		管		理		費			299, 860
					Ī	2	徴				税				費			16, 114
						3	戸	籍	住	民	基	本	台	帳	費			27, 468
					Ī	4	選				挙				費			2, 078
						5	統		計		調		査		費			507
						6	監		査		委		員		費			1, 113
3	民		生		費													163, 457
						1	社		会		福		祉		費			133, 426
						2	児		童		福		祉		費			30, 031
						3	生		活		保		護		費			0
4	衛		生	:	費													157, 955
						1	保		健		衛		生		費			86, 653
						2	清				掃				費			71, 302
6	農	林	水	産	費													45, 958
						1	農				業				費			14, 047
						2	林				業				費			18, 922
						3	水		j	産		業	į		費			12, 989
7	商		工		費													129, 538
						1	商				工				費			129, 538
8	土		木	:	費													134, 183
						1	土		木		管		理		費			24, 354
						2	道	路	i 7	喬	り	ょ		う	費			8, 362
					_	3	河				Ш				費			5, 183
						4	港				湾				費			12, 276
						5	下		7	水		道	Ī		費			34, 172
						6	住				宅				費			16, 654
						7	空				港				費			33, 182
9	消		防	:	費													15, 588
						1	消				防				費			15, 588

		芦	<b></b>						項			金	額
10	教		育		費								254, 001
						1	教	育	総	務	費		115, 776
						2	小	学		校	費		50, 429
						3	中	学		校	費		12, 403
						4	幼	稚		園	費		37, 572
						5	社	会	教	育	費		3, 531
						6	保	健	体	育	費		34, 290
12	公		債		費								127, 261
						1	公		債		費		127, 261
13	諸	支		出	金								11, 332
						2	公	営	企	業	費		11, 332
14	予		備		費								3,000
						1	予		備		費		3,000
			歳		出	_	合	計					1, 424, 414

第2表 地

方

債

単位:千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	6, 000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行による。 (借入時期) 令和5年度。 (ただし、都合し、 その他、その他、その より、そ部を後年	年6%以内 (ただし、利率 見直し方式で借り入れる資金について、利直しを行った 後においてを行った後においては、 当該見直し後の	償還期間は、措置 期間を含め30年以 内とする。償還等、 元利均等に 力とは、均等に のの が いたは、 が いたが いたが いたが のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの
≅† r	6,000	度に繰り延べて 起債することが できる)	利率)	を変更し、又は借 り換えることがで きる。

## 議案第15号

## 令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を 求める。

## 令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

## (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ207,721千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (一時借入金)
- 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円 と定める。

令和5年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

## 第1表 歳 入 歳 出 予 算

(単位:千円) 歳 入 款 項 金 額 1 国 民 健康 保 険 税 28,689 1 国 民 健 康 保 税 28,689 険 3 使 用 料 及 び 手 数 料 27 2 手 数 料 27 4 国 庫 支 出 0 金 2 国 庫 補 助 金 0 支 7 県 出 金 145, 250 1 県 補 助 金 145, 250 10 繰 入 金 33, 725 1 -般 会 計 入 33, 725 繰 金 11 繰 越 金 1 繰 越 金 1 1 12 諸 収 入 29 び 料 1 延 滞 金 及 過 27 預 金 利 子 1 入 4 雑 1 歳 入 合 計 207, 721

歳 出 (単位:千円)

			款						項				金	額
1	総		務		費									7, 850
						1	総	務	i î	管	理	費	ļ,	7, 822
						2	徴		₹	兑		費		6
						3	運	営	協	議	会	費	;	22
2	保	険	給	付	金									134, 004
						1	療		養	諸		費	;	109, 190
						2	高	額	Į į	療	養	費	;	24, 383
						3	出	産	育	児	諸	費	ļ.	421
						4	葬		祭	諸		費	;	10
3	玉	民健康	保 険 事	事業納付	ナ 金									62, 816
						1	医	療	給	付	費	分	>	44, 379
						2	後	期高	齢者	支 援	金	等 分	>	12, 685
						3	介	護	納	付	金	分	>	5, 752
5	財	政安定	化 基	金拠出	金									0
						1	財	政 安	定 化	基金	拠	出金	2	0
6	保	健	事	業	費									3, 001
						1	特	定健	康 診	査 等	事	業費	7	2, 120
						2	保	健	1	事	業	費	7	881
9	諸	支		出	金									50
						1	償	還 金	及び	還付	加	算 金	:	50
			歳	Н	1		合		計					207, 721

## 議案第16号

## 令和5年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

## 令和5年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度座間味村後期高齢者医療特別会計の予算は、次の定めるところによる。

## (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,415千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

## 第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位:千円)

_			1											ı		1 1 1 1 1 7
		款						項							金	額
1	後	期高齢者医療保険料														4, 034
			1	後	期	高	齢	者	医	療	保	険	料			4, 034
2	使	用料及び手数料														1
			1	手				娄	女				料			1
4	繰	入  金														2, 377
			1	_	般	L C	会	前	+	繰	Ī	Λ.	金			2, 377
5	繰	越    金														1
			1	繰				起	芨				金			1
6	諸	収入														2
			2	償	還	金	及	び	還	付	加	算	金			1
			3	預			金			利			子			1
		歳		合	_		計									6, 415

		款							項					3	金	額	
1	総	矜	Ç	費													105
					1	総	彥	务	徣	<del>\</del>	理		費				105
2	後期高	高齢者医療,	広域連合網	納付金												6,	294
					1	後其	朝高齢	者医	<b>E</b> 療	広域	連合	納付	†金			6,	294
3	諸	支	出	金													6
					1	償	還	金 .	及	び	還	付	金				6

		款			項		金	額
4	予	備	費					10
				1 予	備	費		10
		歳	出	合	計			6, 415

## 議案第17号

#### 令和5年度座間味村航路事業特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 令和5年度座間味村航路事業特別会計予算

令和5年度座間味村航路事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ872,753千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (地方債)
- 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

## 第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位:千円)

		널	款					項			金	額
1	事	業	収	入								827, 752
					1	運	航	,	収	入		823, 244
					2	営	業		収	益		4, 507
					3	営	業	外	収	益		1
2	繰		越	金								1
					1	繰		越		金		1
6	村			債								45, 000
					1	村				債		45, 000
			歳	入		合	計	_				872, 753

		款						項			金	額
1	運	航	費	用								517, 625
					1	旅		客		費		43, 395
					2	自	動車	航 送	取	扱費		373
					3	貨		物		費		235
					5	燃	料 消	琞 氵	骨	曹		192, 777
					6	養	缶		水	費		1,629
					7	港				費		3, 396
					8	雑				費		2, 368
					9	船				費		273, 452
2	営	業	費	用								140, 024
					1	保		険		料		6, 977
					3	船	舟白	傭	船	料		3, 119
					4	航	路付	属	施	設 費		4, 621
					5	店				費		125, 307
3	財	産		費								142, 670
					1	普	通	財	産	費		142, 670
4	事	業	税	費								5, 024
					1	営	業	外	費	用		5, 024
5	公	債	<u> </u>	費								65, 410
					1	公		債		費		65, 410

		款			項		金	額
6	予	備	費					2,000
				1 予	備	費		2,000
		歳	出	合	計			872, 753

第2表 地

方

債

単位:千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営企業会計適用債	8, 300	(借入方法) 証書借入又は証券		償還期間は、措置期間を含め30年以
過疎対策事業債	8, 300	発行による。	年6%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入	内とする。償還方 法は、元利均等、 元金均等等によ
辺地対策事業債	14, 200	令和5年度。 (ただし、事業そ	れる資金につい て、利率の見直し	る。 ただし、財政の都 合により、措置期
公営企業債	14, 200	の他の都合により、その一部又は 全部を後年度に繰	を行った後においては、当該見直し後の利率)	間中であっても繰 上償還、償還年限 を変更し、又は借
計	45, 000	り延べて起債する ことができる)		り換えることがで きる。

## 議案第18号

## 令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を 求める。

令和5年3月8日 提出

座間味村長 宮 里 哲

## 令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計予算

令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

## (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ156,295千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (地方債)
- 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和5年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

## 第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位:千円)

//1/20	/ \														``	177 • 1 1 1 1/
			款								項				金	額
1	簡	易水	道	事	業	収	入									29, 685
								1	営	:	業	収		入		29, 685
2	財	産	į.		収		入									1
								1	財	産	運	用	収	入		1
3	繰		Ī	人			金									58, 806
								1	繰		Ī	Λ.		金		58, 806
4	玉	庫	3	支	出		金									28, 000
								1	玉	庫	衤	甫	助	金		28, 000
5	県	支	÷		出		金									1
								1	県	;	補	助	J	金		1
6	諸		Ц	又			入									1
								1	雑		Ц	又		入		1
7	繰		走	泧			金									1
								1	繰		走	或		金		1
8	村						債									39, 800
								1	村					債		39, 800
				歳		入			合		計					156, 295

			Ž	款						項		金	額
1	簡	易	水	道	事	業	費						117, 598
								1	営	業	費		117, 598

		款			項		金	額
2	公	債	費					38, 697
				1 公	債	費		38, 697
		歳	出	合	計			156, 295

第2表 地

方

債

単位:千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
水道事業費	19, 900	(借入方法) 証書借入又は証券 発行による。	年6%以内 (ただし、利率見	償還期間は、措置 期間を含め30年以 内とする。償還方 法は、元利均等、
過疎対策事業債	19, 900	(借入時期) 令和5年度。 (ただし、事業そ の他の都合によ	直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後におい	元金均等等による。 ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰
計	39, 800	り、その一部又は 全部を後年度に繰 り延べて起債する ことができる)	ては、当該見直し 後の利率)	上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

## 議案第19号

## 令和5年度座間味村下水道事業特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

## 令和5年度座間味村下水道事業特別会計予算

令和5年度座間味村下水道事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

## (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,138千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## (地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

## (一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円 と定める。

令和5年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

## 第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位:千円)

			款						項			金	額
2	下	水	道	収	入								10, 566
						1	下	水	道	収	入		10, 566
3	国	庫	支	出	金								3,000
						1	玉	庫	補	助	金		3,000
4	繰		入		金								34, 172
						1	繰		入		金		34, 172
5	繰		越		金								0
						1	繰		越		金		0
6	村				債								12, 400
						1	村				債		12, 400
			歳		入		合	計	_				60, 138

			款							項				金	額
1	下	水	道	事	業	費									34, 987
							1	下	水	道	事	業	費		34, 987
2	公		債	責		費									25, 151
							1	公		f	責		費		25, 151
	歳出					ļ Į		合		計					60, 138

単位:千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業債	6, 200	(借入方法) 証書借入又は証券 発行による。	年6%以内	償還期間は、措置 期間を含め30年以 内とする。償還方
辺地対策事業債	1,000	(借入時期) 令和5年度。	(ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい	法は、元利均等、 元金均等等による。 ただし、財政の都
過疎対策事業債	5, 200	(ただし、事業その他の都合により、その一部又は	て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し	合により、措置期 間中であっても繰 上償還、償還年限
計	12, 400	全部を後年度に繰 り延べて起債する ことができる)	後の利率)	を変更し、又は借 り換えることがで きる。

#### 議案第20号

#### 令和5年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

## 令和5年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算

令和5年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

## (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,548千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (地方債)
- 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

## 第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位:千円)

***/*																			
				款									項					金	額
1	分	担金	È	及	び	負	担	金											0
									1	分	担	金	及	び	負	担	金		0
2	事		業			収		入											4, 243
									1	下		水	ij	首	収		入		4, 243
3	玉	庫		支	į.	出		金											0
									1	玉		庫	衤	甫	助		金		0
4	県		支			出		金											0
									1	県		補	ì		助		金		0
5	繰			入				金											6, 704
									1	繰			Ī	/			金		6, 704
6	繰			起	È			金											1
									1	繰			走	戉			金		1
7	村							債											7, 600
									1	村							債		7, 600
			·	J	裁		入			合		計							18, 548

				志	次									ij	頁					金	額	į
1	漁	業	集	落	排	水	事	業	費												14	1, 254
										1	漁	業	集	落	排	水	事	業	費		14	1, 254
2	公				債				費												4	1, 293
										1	公				債				費		4	1, 293
3	予				備				費													1
										1	予				備				費			1
					歳			出			合		i	計							18	3, 548

単位:千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営企業債	3, 800	(借入方法) 証書借入又は証券 発行による。	年6%以内 (ただし、利率見	償還期間は、措置 期間を含め30年以 内とする。償還方 法は、元利均等、
過疎対策事業債	3, 800	(借入時期) 令和5年度。 (ただし、事業そ の他の都合によ	直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい	元金均等等による。 ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰
計	7,600	り、その一部又は 全部を後年度に繰 り延べて起債する ことができる)	ては、当該見直し 後の利率)	上償還、償還年限 を変更し、又は借 り換えることがで きる。

## 議案第21号

## 令和5年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 令和5年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算

令和5年度座間味村農業集落排水事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,935千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (地方債)
- 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

## 第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位:千円)

		款						項			金	額
2	事	業	収	入								734
					1	下	水	道	収	入		734
5	繰	<b>ブ</b>		金								3,000
					1	繰		入		金		3,000
6	繰	起	芨	金								1
					1	繰		越		金		1
7	村			債								7, 200
					1	村				債		7, 200
		j	歳	入		合	言	+				10, 935

歳 出 (単位:千円)

				蒜	欠									IJ	頁					金	額
1	農	業	集	落	排	水	事	業	費												10, 195
										1	農	業	集	落	排	水	事	業	費		10, 195
2	公				債				費												740
										1	公				債				費		740
					歳	į		出			合			計							10, 935

第2表 地 方 債

単位:千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営企業債	3, 600	(借入方法) 証書借入又は証券 発行による。	年6%以内 (ただし、利率見	償還期間は、措置 期間を含め30年以 内とする。償還方 法は、元利均等、 元金均等等によ
過疎対策事業債	3, 600	令和 5 年度。 れる (ただし、事業そ て、 の他の都合によ を行	を行った後におい ては、当該見直し	る。 ただし、財政の都 合により、措置期 間中であっても繰 上償還、償還年限
計	7, 200	全部を後年度に繰り延べて起債する ことができる)	後の利率)	を変更し、又は借 り換えることがで きる。

#### 訴えの提起

下記のとおり訴えを提起するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月8日提出 座間味村長 宮里 哲

- 1 被告となるべき者の住所及び指名 沖縄県島尻郡座間味村字座間味371番地2 合同会社座間味ビーチパトロール 代表社員 畑 達也
- 2 事件名

損害請求賠償事件

- 3 訴えの趣旨
  - (1) 令和3年度座間味村海域安全業務において事業実施に伴い概算払いを行い、事業完了に伴う実績額を確定したところ、一部事業費の減額等により返還が生じたため返還請求を求めていたが応じてこないことから損害賠償を請求する。
  - (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 事件に係る取扱

弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する

5 管轄裁判所

那覇地方裁判所

#### 提案理由

実績額に伴う返還額について再三にわたり請求及び交渉を重ねてきたが、誠意ある解答が得られる、また、 請求による返還期日も過ぎたため損害賠償請求による訴えを提起するにあたり議会の議決を求める必要があ る。

これが、本議案を提出する理由である。

## 議案第23号

## 令和4年度座間味村一般会計補正予算(第11号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 令和4年度座間味村一般会計補正予算(第11号)

令和4年度座間味村一般会計の補正予算(第11号)は、次の定めるところによる。

## (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ885千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ ぞれ2,349,456千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和5年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

	款				J	項			補正前の額	補	正	額	計
17 繰	入	金							78, 515			885	79, 400
			2	基	金	繰	入	金	78, 515			885	79, 400
	歳	入	合		計				2, 348, 571			885	2, 349, 456

	款				J	項			補正前の額	補	正	額	計
2 総	務	費							630, 014			885	630, 899
			1	総	務	管	理	費	576, 456			885	577, 341
	歳	出	合	. ;	計				2, 348, 571			885	2, 349, 456

#### 第2表 繰 越 明 許 費 補 正

款	項	補 ፲	E 前	補 正 後					
		事業名	金額	事業名	金額				
2 総務費	1 総務管理費	弁護士報酬料	4, 943	弁護士報酬料	5, 828				

#### 議案第24号

#### 座間味村第五次総合計画の策定について

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例(平成23年座間味村条例第10号)第2条の規定により、座間味村第五次総合計画を別冊のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和5年3月8日提出 座間味村長 宮里 哲

#### 提案理由

座間味村総合計画を策定するには、議会の議決を経る必要がある。 これが、本議案を提出する理由である。

以上です。よろしくお願いいたします。

#### 〇 議長(宮平喜文)

これで提出議案の説明を終わります。

日程第3. 議案第14号 令和5年度座間味村一般会計予算についてを議題とします。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

## 〇 2番(西田吉之介議員)

よろしくお願いします。一般会計予算の21ページの真ん中のほうです。介護予防事業というのがありますが、住民課にお伺いします。この介護予防事業とはどういった事業になりますでしょうか。また、先ほどの令和4年度の保険者機能強化事業に当たるものになりますでしょうか。お伺いします。

#### 〇 議長(宮平喜文)

石川聖子住民課長。

## 〇 住民課長(石川聖子)

こちらの介護予防事業地域支援事業のほうは、今、高齢者の憩い事業を行っております。また、座間味と阿嘉で週1回行っております。今年度から理学療法士を招いて個別のリハビリを行っております。そちらに充てている事業となります。先ほどの保険者機能強化推進交付金につきましては、今年度も計画はしておりません。この憩い事業ですとか、ほかの事業を強化したいということと、あとは個別の支援もありますので、そこに取り組みたいということで今年度も計画はしておりません。

## 〇 議長 (宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

#### 〇 2番(西田吉之介議員)

国からもらえるインセンティブ事業ですが、なぜ保険者強化支援事業に事業を立ち上げないのか。理由を お伺いします。ただ人材が足りないから人手が回らないのか、そもそもそういう企画すら全く行っていない のか。お伺いします。

#### 〇 議長(宮平喜文)

石川聖子住民課長。

#### 〇 住民課長(石川聖子)

去年計画はしておりましたが、マンパワーが足りないということで今年度は計画しておりません。

#### 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

#### 〇 2番(西田吉之介議員)

今、本当に人材不足がとても深刻な状況だと思います。難しいですが、どうにか人材を確保して、介護予防事業ですね、これから一番大事になってくる事業だと思いますので、ぜひ取組のほうをよろしくお願いします。

#### 〇 議長(宮平喜文)

ほかに質疑ありませんか。3番 垣花太郎議員。

#### 〇 3番(垣花太郎議員)

14ページのほうです。シャワーのほうの件ですけれども、それについてですね、農林水産のほうと商工 使用料の両方のシャワー使用料の件ですけれども、古座間味ビーチのほう、阿嘉漁港のほう、北浜ビーチ、 それについてどういうような形で現金回収をされているのか、ちょっとその辺をお伺いしたいんですけれど も。

#### 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶 · 観光課長。

#### ○ 船舶・観光課長(中村 悟)

それでは私のほうから、北浜ビーチと阿嘉漁港内にあります施設のシャワーの回収なんですけど、これは 阿嘉の事務所に配置しております職員に、阿嘉に勤務しております村職員にお願いして回収をしております。 聞こえるでしょうか。北浜ビーチ、そして阿嘉漁港内のコイン式のシャワーのお金の回収なんですけど、阿 嘉勤務の職員にお願いをしております。

#### 〇 議長(宮平喜文)

3番 垣花太郎議員。

#### 〇 3番(垣花太郎議員)

それについてですね、回収をして会計のほうにそのまま渡している段階でされているのか。 1人で現金回収をしているのか。古座間味もですけれども、阿嘉の漁港のほうも。その現金確認は、やっぱり私としては、以前にもそういう話があったんですけれども、2人で確認しながら現金を確認してほしいということでそれも指摘したんですけれども、それを回収した段階で、はい、これだけありました、内訳も何もないままで、はい、ありました、ということでそのまま納めているのか。それとも、内訳書があって初めて、それで受理しているのか。その辺の受理の仕方の問題でですね、私たちは、どういう形で処理されているのかなということで、内訳書がないままで受理しているのか、その辺についてお伺いしたいんですけれども。

## 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶・観光課長。

#### 〇 船舶・観光課長(中村 悟)

回収に関しましては、人手が足りている場合は2人で回収し、そうじゃない場合は1人で回収している場合もあります。回収したお金は、一旦我々船舶・観光課事務所で確認をし、それから会計課のほうへ納付をしているところであります。

#### 〇 議長 (宮平喜文)

宮平 明産業振興課長。

#### 〇 産業振興課長(宮平 明)

古座間味については産業振興課担当でありますので、そこの説明をいたします。古座間味のシャワー、トイレにつきましては、必ず2人で集金するようにしております。2人体制で集金はしております。集金してきたものを2人で確認し、課長にこれだけ来ましたよ、という決裁、私のほうで金額を確認し、押印して会計課に納めるようにしております。

#### 〇 議長(宮平喜文)

3番 垣花太郎議員。

## 〇 3番(垣花太郎議員)

今後、現金がこれだけ動くわけですから、これからもっとかなり大きくなると思うんですよ、このシャワーというものの金額に対してですね。それを内訳書というか、例えば水道のメーターチェック、以前メーターがこれだけあって、昨日これだけあって、今日はこれだけありました、ということでの、それと引き当てできるような金額、そういうような内訳書があればですね、計算の仕方もあるんですけれども、これは何かいい方法がないかなと私は思うんですけれども、入っているお金を回収しただけのことで、どちらかと言いますと丼勘定ですよね。あったから持ってきた、というような感じになってくると思うので、その中身を私たちは知りたいなと思うんですけれども、これから先、その辺を改善していってほしいなと思います。この内訳書をですね。内訳書に関してちょっと勉強してほしいなと思いますけれども、いかがですか。

#### 〇 議長(宮平喜文)

宮平 明産業振興課長。

## 〇 産業振興課長(宮平 明)

現在のシャワーにつきましては、日々幾ら入っているか、そういう機能はついておりません。回収しに行ったときに金額が幾ら入っているというシステムでありますので、そのとき、その日、回収した金額は分かりますけど、日々、何日に幾ら入ったというシステムではありませんので、そこも、もしそうするんであれば、全体的なものを改修しなければそういう機能はつきませんので、そういう回収の仕方は、現在のところできないと考えております。

#### 〇 議長(宮平喜文)

3番 垣花太郎議員。

#### 〇 3番(垣花太郎議員)

内訳書をぜひ分かりやすいような形で改善してほしいと私は思いますので、この辺を何とか、どういう形でやるかというのは、こちらのほうで提案はちょっと難しいかもしれませんけれども、でもやっぱりこの辺は、そのまま現金回収してきた、はい、という形でそのままずっとこれだけ続けていくのか。その辺はちょっと疑問に思うんですけれども、この辺は改善してほしいと私は思いますけれども。以上です。

#### 〇 議長(宮平喜文)

暫時休憩します。

再 開

#### 〇 議長(宮平喜文)

再開します。

5番 中村秀克議員。

#### 〇 5番(中村秀克議員)

同じページですのでそのままですね。その上のほうの阿嘉の定住促進住宅の2階、5万8,000円を計上しているのですが、これはいろいろな貸し手だと思うんですけど、どんな内容で、貸出しで5万8,000円を見込んでいるんでしょうか。

#### 〇 議長(宮平喜文)

宮平壮一郎総務課長。

## 〇 総務課長(宮平壮一郎)

予算の計上につきましては、前年度の8割で組ませておりますが、実際ですね、地域の青年会であったりとかには貸出しをしております。調理室もございますので、そういった形で地域の活動で使っていただいているということで予算計上させていただいております。

## 〇 議長(宮平喜文)

5番 中村秀克議員。

#### 〇 5番(中村秀克議員)

そこはもともとペンションで、1階、3階部分は客室ということでそこを改造して、定住促進住宅で入居者が入っているんですが、2階はもともと食堂であって、ちょっと広くて使い勝手が、今のところはあれがないんで、あの広さをうまく利用して、もっと収入を上げるような、総合センターもあるんですが、何かもったいない。あの広さをもっと有効活用できないかと思うんですが、課長、いかがですか。

#### 〇 議長(宮平喜文)

宮平壮一郎総務課長。

#### 〇 総務課長(宮平壮一郎)

御提案ありがとうございます。確かにいいスペースでございますので、また文庫関係の活動もございますので、そちらのほうにも声をかけて、阿嘉、慶留間の皆さんが有効に活用できるよう、また我々も知恵を出したいと思います。

#### 〇 議長(宮平喜文)

5番 中村秀克議員。

## 〇 5番(中村秀克議員)

よろしくお願いします。あそこのテラスもですね、非常に景色もよくて、テラスのほうも何かまた……居住者がいるのでそういう飲食のお客さんを入れるというのはできないかもしれないんですが、何か、非常にもったいないなと思いますので、その辺はよろしくお願いいたします。とりあえず今は以上です。

#### 〇 議長(宮平喜文)

ほかに質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

#### 〇 1番(又吉文江議員)

先ほどシャワーの件が出たんですけれど、あそこの、今度新しくできるイビの横の環境省の隣のシャワールームは、どこが管理するんでしょうか。

## 〇 議長 (宮平喜文)

暫時休憩します。

休 憩 再 開

#### 〇 議長(宮平喜文)

再開します。

宮平真由美副村長。

#### 〇 副村長(宮平真由美)

ただいまの御質疑ですが、建設をしたのは産業振興課でございました。その後の管理のほう、検討いたしまして担当課を決めたいと思っております。コロナ禍でですね、4月から供用するということは視野に入れておりませんでしたので、早急にコロナ明けの対応をしてまいりたいと思います。

#### 〇 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

## 〇 1番(又吉文江議員)

これは課が決まっていないということで、村が管理するということで捉えていいですか。村の収入になるということかな。

#### 〇 議長(宮平喜文)

宮里哲村長。

#### 〇 村長 (宮里 哲)

話はずれますが、隣の歴史文化センターのプラネタリウムもございますが、そちらも今、休止状態になっております。あちらは使用料条例をつくっているところでございますけど、そういった施設も含めてですね、他主管課がやることもあり得ますけど、観光協会にお願いできないかというところも含めて、このシャワー室については考えております。もちろんシャワー室に関しましては、今のところ使用料条例ができておりませんので、コロナの状況を見据えながら、年度明けに使用料条例を提案させていただきながら、管理の在り方についてもお示しをしていきたいと思っております。

#### 〇 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

#### 〇 1番(又吉文江議員)

もう実際出来上がっていらっしゃると思うんですけれど、やはりどこが管理するかとか、そこまできちんと考えて造ってほしいなというのは、いつも、ものはできたけど、じゃあ管理はどこなのかというふうになって、結局ものだけ出来ているという感じになるので、しっかりそこまで考えていたのかなと今びっくりしたんですけれど、そこがまだ決まっていないということで。きちんとそれはもう、夏にはお客さんがいらっしゃいます。そのときに、シャワー室を使うつもりで多分造ったと思うので、ぜひその管理の方法まできちんと考えて造ってほしいと思います。

#### 〇 議長(宮平喜文)

宮里 哲村長。

#### 〇 村長(宮里 哲)

しっかりとやっていきたいと思いますが、私どもといたしましては、まだちゃんとした協定等を結んでおりませんのであれですけど、観光協会と議論は重ねているところでございます。管理に関しましてはですね、 条例を制定後、観光協会にお任せをしたいというふうに考えているところでございます。

## 〇 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

## 〇 1番(又吉文江議員)

そうすると村に収入が入ることになるんですか。村が造ったものなので、やっぱり村の収入に入るべきだ と思うんですけれど、観光協会に委託したら観光協会にそのお金が入ることになるんですか。

## 〇 議長(宮平喜文)

宮里 哲村長。

#### 〇 村長 (宮里 哲)

2つの考え方があると思います。委託料のお支払いを観光協会にして、売上げは役場がいただくという方法が1つ。それと、一定程度の、いわゆる指定管理制度というのがございますので、例えば指定管理の場合はですね、公共施設を、ある一定の公的な機関じゃなくてもいいと思うんですが、貸せるんですが、売上げはその組織が持っていくというのも制度としてございます。観光協会、今回も施政方針でも述べさせていただきましたが、どうしても補助金がないと運営できない団体さんというのは何件かありますし、公的な仕事に近いような仕事をしている、例えば観光協会、ああいうところに関しましては、私としてはですね、売上げは、基本的なものはもちろんお支払いをいただくんですが、売上げは観光協会に持っていっていただいて、その中でまた観光協会の経営をしっかりと基盤を立てていくというのも一つの考え方かと思っておりまして、この二本立てで今話を進めているところでございます。

#### 〇 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

#### 〇 1番(又吉文江議員)

そこの土地の件なんですけど、あれは座間味区の土地だったと思うんですね。土地の契約のときに、シャワールームは別で、無償だったかな、どんなかちょっと覚えていないんですけど、シャワールームと環境省の建物は別の契約だったんですね。だからそこも私は村のものかなというふうに理解をしていたんですけれど、あそこのイビノメーの公園も入れて。シャワールームはどうなって……村のもの、建物というか土地。

## 〇 議長(宮平喜文)

宮平壮一郎総務課長。

#### 〇 総務課長(宮平壮一郎)

土地の件に関しては、自治会、座間味区の御協力を得て契約をして貸していただいております。全体はお借りしているんですが、シャワールームにつきましては公共性が高いということで、そちらについては公共の福祉に準ずるものであるということで、そこについての土地の使用については減免をさせていただきたいという申入れをさせていただいて、そこはたしか減免をしての、残りの部分を契約させていただいているところです。

#### 〇 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

#### 〇 1番(又吉文江議員)

多分そうだったと思います。それでその中で、やっぱりそこで収益を上げていれば、やっぱりそこは土地 代もある程度いただかないといけなくなるのかなと思うんですが、村の収益になるんだったらいいんですよ。 ただ観光協会とは別な組織なんで、そこをちょっとはっきり、今はしなくてもいいんですけれど、今後 ちょっと話し合っていきたいと思いますが、いかがですか。

#### 〇 議長(宮平喜文)

宮平壮一郎総務課長。

#### 〇 総務課長(宮平壮一郎)

御意見ありがとうございます。たしかに第三者が指定管理になりますと、収入だけでなく、例えば光熱水費もそちらの団体が持つことになると思います。そういった収支も考えてですね、また、たしかに収益、どのぐらいになるか、これから実績が上がってくると思います。そこも見極めながら総合的に考えて、この件についてはまた進めていきたいと思います。

#### 〇 議長(宮平喜文)

ほかに質疑ありませんか。6番 宮平清志議員。

#### 〇 6番(宮平清志議員)

よろしくお願いします。再質のほう行きますね。ちょっと飛びますけれども45ページ、3の農業振興費の12委託料の一番下、阿嘉慶留間イノシシ処理場整備についてですけれども、詳しく御説明をお願いします。

## 〇 議長(宮平喜文)

宮平 明産業振興課長。

#### 〇 産業振興課長(宮平 明)

お答えいたします。阿嘉島においてですね、指定管理鳥獣捕獲、県の捕獲事業が開始されております。その中で捕獲したイノシシを埋める場所がございません。その埋める場所を整備するというか、指定するということで、後原線の集落から四、五百メートルぐらい登って行った所の左側に、昔、下水処理を行っていた場所があります。道から、大体五、六十メートルぐらい入った所ですかね。そこが区の土地となっておりまして、区と協議してですね、区のほうからそこに処理していいという了解を得ましたので、そこに処理する計画をしております。その事業費ということになります。

#### 〇 議長(宮平喜文)

6番 宮平清志議員。

#### 〇 6番(宮平清志議員)

それが決まり次第、住民のほうへの周知という感じになりますよね。

#### 〇 議長(宮平喜文)

宮平 明産業振興課長。

#### 〇 産業振興課長(宮平 明)

そうですね。周知が必要であればまた説明をいたしますし、阿嘉区のほうには、一応区長のほうにはこういうことで、ということで説明はしております。住民の方がぜひ説明してほしいということであれば、それに応えて説明をしたいと思います。

#### 〇 議長(宮平喜文)

6番 宮平清志議員。

#### 〇 6番(宮平清志議員)

分かりました。これはもう阿嘉区のほうから説明もできると思いますから、そこは協議していただいて。 ありがとうございます。

#### 〇 議長(宮平喜文)

ほかに質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

#### 〇 2番(西田吉之介議員)

18ページの3款1項海岸漂着物対策推進事業補助金というのが県から入っていると思いますが、これと、 43ページの12項委託料の一番下ですね。海岸漂着対策事業、これはリンクしている内容になりますか。 また、だとしたらこれは軽石なのか、漂着ごみなのか、説明を求めます。

〇 議長(宮平喜文)

石川聖子住民課長。

〇 住民課長(石川聖子)

おっしゃるとおりでございます。軽石ではなくて海岸に漂着したブイですとか漂着ごみになっております。

〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

〇 2番(西田吉之介議員)

これは回収にかかるお金ですか。それとも回収から運搬の処理までにかかる費用になりますか。

〇 議長(宮平喜文)

石川聖子住民課長。

〇 住民課長(石川聖子)

回収も一緒に行いますが、この事業は住民や子供たちに環境教育と、また漂着物の成分とか種類といった 環境に影響するかという普及啓発、また子供たちの環境教育として事業を行っております。そちらも含めて 回収もお願いはしております。

〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

〇 2番(西田吉之介議員)

子供たちの事業の一環というのはいいことだと思います。ただ、もう一度お伺いします。これは回収して、 そういう教育も含めやった後、処理までも含まれている金額なのか、お伺いします。

〇 議長(宮平喜文)

石川聖子住民課長。

〇 住民課長(石川聖子)

失礼しました。処理も行っていただいています。

〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

〇 2番(西田吉之介議員)

ありがとうございます。今後も漂着物が止まることはないと思いますが、果たしてこの金額で足りるのかちょっとお伺いしたいんですが、漂着物、この1年間に対して889万9,000円という金額での処理という形になりますか。

〇 議長(宮平喜文)

石川聖子住民課長。

〇 住民課長(石川聖子)

こちらは通常の海岸漂着ごみとはまた別の処理になります。場所のほうなんですけれども、場所を指定して事業を行っております。

〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

〇 2番(西田吉之介議員)

この間、3月5日のサンゴの日のビーチクリーン、ああいったものにも関係するお金ですか。

〇 議長(宮平喜文)

石川聖子住民課長。

## 〇 住民課長(石川聖子)

こちらは全く別のものになります。

#### 〇 議長(宮平喜文)

宮平真由美副村長。

#### 〇 副村長(宮平真由美)

これはごみの回収が目的ではなくてですね、これは単年度事業じゃなく、数年にわたってごみの調査を行う事業になっております。例えばどこから流れてきたのか、どんなものが流れてきたのか、そういったものと、子供たちへの環境教育ということをこの単年度だけではなく、以前からこの事業を進めているもので、漂着ごみの処理とはまた違います。その集めたごみを処理するのをやっておりますけれども、そもそも、もともとが漂着ごみの排出ではございません。

#### 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

#### 〇 2番(西田吉之介議員)

ありがとうございました。

続いて、そのまま質疑いたします。27ページの14項工事請負費、仮設道路整備工事とありますが、ごめんなさい、これ詳しく、阿嘉でしたっけ、具体的にどこだったか、もう一度説明をお願いします。

#### 〇 議長(宮平喜文)

宮平壮一郎総務課長。

## 〇 総務課長(宮平壮一郎)

場所につきましては阿嘉島のほうとなっております。ちょうど阿嘉島の辰登城ストアの近くのお宮の横と言えばいいんでしょうか、ちょうど給油所の前から学校に抜ける道の左手に、今一軒、新築の工事をやっていると思いますが、そちらの空き地、村のほうが購入しております。そちらのほうに将来郵便局が建つと思うんですけれども、そこに付随しての仮設道路となっております。そちらの予算を、実は本予算、令和4年度に計上させていただいていましたが、業者とちょっと、なかなか契約ができなかったものですから、令和4年度の予算を取り下げて、新たに令和5年度にまた予算計上をさせていただいております。場所については阿嘉のほうになっております。

#### 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

#### 〇 2番(西田吉之介議員)

ありがとうございます。

そのまま行きたいと思いますが、35ページのですね、3款12節委託の中のハイサイプラン介護予防支援のところの「いこい。きっちゃき」とありますが、これ、先ほどの説明であった介護予防事業の一環につながるものですか。お伺いします。

#### 〇 議長(宮平喜文)

石川聖子住民課長。

#### 〇 住民課長(石川聖子)

おっしゃるとおりです。

#### 〇 議長(宮平喜文)

ほかに質疑ありませんか。5番 中村秀克議員。

#### 〇 5番(中村秀克議員)

歳入20ページのふるさと納税100万円ちょい、歳出の27ページのふるさと納税報償費と下の業務委託料ですね。100万円の予算を組んで、報償費というのは返礼品だと思うんですが、業務委託料というのは、これはいわゆるネットで取るプラットフォーム関係での委託料なんでしょうか。

### 〇 議長(宮平喜文)

暫時休憩します。

休憩再開

## 〇 議長(宮平喜文)

再開します。

宮平壮一郎総務課長。

#### 〇 総務課長(宮平壮一郎)

27ページのほうのふるさと納税の報償費については、返礼品ということで歳出のほうで予算を組ませていただいています。あと、12節のほうの業務委託料でございますが、実は今回から外部委託を考えております。これまで直営でやってきたんですけれども、単純にホームページとか民間のほうがかなり頑張っているところもありまして、そちらのお力も借りようということで、今回は計上のほうをさせていただいております。

#### 〇 議長(宮平喜文)

5番 中村秀克議員。

## 〇 5番(中村秀克議員)

ふるさと納税に関してですね、私もいろいろ座間味村のアピールとか何とかで、いろいろ積極的にやったほうがいいんじゃないかなと思ったんですが、これですね、いわゆるお互いの、47都道府県の全国の各自治体の、お互いの税金の分捕り合戦なんですよ、結局は。だから赤字を出しているところもあるわけですね。返礼品がないところは人気がないですから、座間味村でも村民がどこかからふるさと納税をしたら、その人がもし払うべき税金がそこに行っているという、お互いの陣取り合戦、分捕り合戦をしているので、ちょっといかがなものかなと。入ることはいいことなんですけど、その分、ほかの自治体の税金を取っている。だから、本来の目的はふるさとを出た人が自分のふるさとに、というのが趣旨だったと思うんですけど、今、もうネットでそういういろいろな業者があれして、ネット業者にも、せっかく入る税金が行くということで、ちょっと最近、この制度に関して疑問を持って、ある程度、いわゆる総務省がプラスアルファの予算を組んで、その中からお互いのあれをやってと言うんだったらいいんですけど、これはお互いの自治体、だからやったもん勝ちというかな、非常に特産品がいいところは、やっぱり億単位のふるさと納税をもらって、報償品として地元の返礼品をやって、お互いプラスプラスで潤うんですけど、それを取られるほうは、たまたまうちのほうはちょっとプラスではあるんですけど、赤字のところもあるので、ちょっとその辺を憂慮しているんですが、どんなもんですかね、村としての考えを伺いたいんですが。

#### 〇 議長(宮平喜文)

宮里 哲村長。

#### 〇 村長(宮里 哲)

いろいろな、例えば議員のおっしゃるようなことも懸念されるかと思います。私ども行政といたしましては、せっかく国がつくった制度でございます。一般財源が増えるというのはありがたいことでございますので、そこにはしっかりと乗っかって、という表現がいいのかどうか分かりませんが、やっていただけるもの

はしっかりといただく。ふるさと納税の趣旨はもともとの自分の出身地に、という考え方もございますが、 観光で行ってとても気に入って、ふるさとのように大好きな場所であるという方々が寄附することも含めて のふるさと納税だというふうに考えております。例えば、宮崎県都城市辺りは牛が有名ですけど、あちらは その分、返礼品に対する行政から出ていくお金は多いんですね。入ってくるのも多いけど出ていくのも多い。 ただそれをやることによって、座間味村の場合は地場産業が少ないものですからあれですが、それは宮崎県 都城市辺りでいくと、今度は農家が収益を上げる。解体をする加工業者が販売をするところがある。そう いったところでの業績が上がることによって、企業の納税が増えるという側面もございます。そういったと ころも含めていろいろな形でやってくるんですが、政府のほうでも、例えば船の引換券は駄目よとか、そう いった縛りがあまりにも過熱してきているものですから、いろいろな縛りもかけられてくる中で、やはり私 たちとしても、せっかく納税をしたいという国民がいらっしゃって、政府がそのような方針を示して、それ なりのルールの中でやるのであればですね、私たちもしっかりと手を挙げて、できるところはしっかりと やって納めていただける方々に感謝をしつつ、これをしっかりと村民に還元する、あるいは観光でいらっ しゃる方に還元するというのが基本的な考えでございますので、議員のおっしゃることも重々承知しており ますが、しっかりと制度は活用させていただきたいというふうに思っておりますし、また、年度が明けまし たら、企業版ふるさと納税についても、私どももいろいろと着手をしていく予定ですので、そちらも併せて しっかりやっていきたいと思っております。

## 〇 議長 (宮平喜文)

5番 中村秀克議員。

## 〇 5番(中村秀克議員)

分かりました。ありがとうございます。赤字にはなっていないので、そのままでいいんですが、余談ですけど、先ほど清志議員からあったイノシシのやつで勘違いして、私は解体処理場をして、ジビエ料理をして、ということで、箱物にしては、46万円はちょっと少ないなと思って、結果、穴を埋める処理場ということで、勘違いしてこれを質疑しようと思っていたんですけど、先に本筋が聞けてよかったです。ありがとうございます。また質疑をします。次にお願いします。

#### 〇 議長(宮平喜文)

ほかに質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

#### 〇 1番(又吉文江議員)

2つばかりあります。いいですか、時間。まず初めに、墓地公園管理費、14ページの3目の1節ですけれど、管理費3万円とあります。これは収入ですね。それでその後41ページ、管理費の中で、最初の一番上ですね、これは墓地公園の委託費に入るんですけど、これは42万1,000円ということになっていますけれど、この委託費に関して、座間味村には5つの墓地公園があると思います。そこの委託料の内訳って教えてもらえますか。

## 〇 議長 (宮平喜文)

石川聖子住民課長。

#### 〇 住民課長(石川聖子)

今年度は各区8万4,200円となっております。

## 〇 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

#### 〇 1番(又吉文江議員)

今年度って令和4年度ということですよね。各区均等ということで変更になったんですね。以前、何か阿

佐区のほうが、草刈りの委託費がかなり上がっていたので、それはどうなのかなということをお聞きした かったんですけど、今回は、今年度は全部平均に8万4,200円ということで理解していいですか。変更 になったんですね。

#### 〇 議長(宮平喜文)

石川聖子住民課長。

## 〇 住民課長(石川聖子)

一律、同じにしております。

#### 〇 議長(宮平喜文)

ほかに質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

#### 〇 1番(又吉文江議員)

続きまして、ごみ袋の手数料なんですが、16ページの一番上ですね。ごみ袋の手数料とあります。これは収入ですね。これは多分、ごみ袋を村民の方が買っての手数料だと思います。その後、42ページの衛生費の2款の需用費に、指定ごみ袋購入費というのが11万円あるんですけど、これと、43ページに指定ごみ袋販売手数料15万1,000円、そしてその下に手数料170万円とあるんですけれど、どうもここが、ちょっと自分には理解ができないんですけれど、教えていただけますか。

#### 〇 議長(宮平喜文)

石川聖子住民課長。

#### 〇 住民課長(石川聖子)

まず、16ページのごみ袋手数料のほうは、事業者のほうが納める料金となっております。販売店が納める料金ですね、商店が。また、43ページの指定ごみ袋販売手数料は、その商店に手数料として、特大の袋、大の袋は1,500円、小さいものが3,000円として、こちらから手数料としてお支払いしております。またその下の手数料ですが、こちらはまたごみ袋とは違いまして、小型家電廃棄の手数料として計上しております。阿嘉と座間味のクリーンセンター、17回分を予定しております。

## 〇 議長 (宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

#### 〇 1番(又吉文江議員)

そうすると、42ページの衛生費2款の需要費の中の指定ごみ袋購入費というのは、ごみ袋を作っているところから買っているということでいいですか。そうすると、金額が、16ページのごみ袋手数料170万円と43ページの170万円が一緒だったものですから、これがちょっと、家電というのが分からなかったので、すみません。間違えました。

## 〇 議長(宮平喜文)

ほかに質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

#### 〇 2番(西田吉之介議員)

39ページをお願いします。2款27項繰出金、簡易水道事業特別会計繰出金とありますが、これは何のお金なのか、説明をお願いします。

#### 〇 議長(宮平喜文)

宮平 明産業振興課長。

#### 〇 産業振興課長(宮平 明)

特別会計の、簡易水道特別会計への繰出金でございます。そこへ収入等で足りない分を補完する、一般会計から簡易水道に繰入れする金額でございます。

#### 〇 議長(宮平喜文)

暫時休憩します。

休 憩

再 開

## 〇 議長(宮平喜文)

再開します。

2番 西田吉之介議員。

〇 2番(西田吉之介議員)

親会計からの繰出金ということで、ただその事業の内容までもお伺いできたらお願いします。

〇 議長(宮平喜文)

暫時休憩します。

休 憩

再 開

#### 〇 議長(宮平喜文)

再開します。

2番 西田吉之介議員。

#### 〇 2番(西田吉之介議員)

ありがとうございました。勉強になりました。親会計。

そうしたらですね、そのまま引き続き41ページをお願いします。一番上から2番目です。さくらねこ活動事業補助金なんですが、今、座間味村全体の野良猫の数を把握しているのか。また、この予算内で、14万2,000円で何匹の猫を対象としているのか。これがいつまで続く事業なのかをちょっとお伺いします。さくらねこ事業、できるだけ早く去勢をして、子供を増やさない、野良猫を増やさない事業だと思いますが、時間がかかればかかるほど、子供が増えていくといういたちごっこになりかねないので、できるだけ短い期間で終わらせるためにも、ちょっとこの数字の妥当性を確認したいと思います。よろしくお願いします。

#### 〇 議長(宮平喜文)

石川聖子住民課長。

#### 〇 住民課長(石川聖子)

こちらは活動費としまして、本島に、島外の医療機関での手術費用としまして、年8回を予定しております。野良猫がどれくらいいるかは分かりません。把握しておりません。今年度は、手術した猫の数は把握しておりまして、12月末時点で21匹と聞いております。以上です。

#### 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

#### 〇 2番(西田吉之介議員)

全体数が分からない。確かに数えるのは大変だと思いますが、おおよそでもいいので、各区にどれだけの 猫がいるか把握していかないと、いたちごっこで毎回毎回このお金が使われるのに矛盾を感じますが、見解 をお伺いします。

#### 〇 議長(宮平喜文)

宮平真由美副村長。

#### 〇 副村長(宮平真由美)

野良猫に関しましては、ふん尿とか臭いとかがあったりして、またいろいろ苦情をいただいていることは

承知しております。今、案の段階なんですけれども、他市町村の例で、獣医さんを島のほうにお呼びして、 雄猫のほうは簡単に去勢手術ができると聞いております。一日100匹ほどできるという話も聞いておりま すので、そのような形も考えながらですね、野良猫を減らしていく方向に持っていきたいと思っています。

#### 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

#### 〇 2番(西田吉之介議員)

猫好きな方からしたら、多分悲鳴が上がりそうな内容だとは思いますが、おっしゃるとおりにふん尿等、 あと鳴き声等、繁殖時期の鳴き声等、いろいろ近隣住民の迷惑にもなりますので、これは協議しながらだと 思いますが、いたちごっこにならないような形で進めていってもらいたいなと思います。

一つ質疑をしたいと思います。46ページの2款13項苗畑借地料の件ですが、農業委員である私が、自分で自分の首を絞める質疑になると思いますが、全く活用されていないところだと認識しています。そこに33万3,000円の借地料を払うことについて、なぜ払っているのか、お伺いしたいと思います。

#### 〇 議長(宮平喜文)

宮平 明産業振興課長。

# 〇 産業振興課長(宮平 明)

今、計上している場所、吉之介議員も分かっているところだと思いますが、ビニールハウスが建っております。そのビニールハウスが建っているところも借地しております。残土を置いている一部ですね、土を置いているところの一部分も借用しております。その借地料、どうしても土の処理ができないということと、建物を今後活用する可能性があるということで、現在も借地しております。

### 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

#### 2番(西田吉之介議員)

残土についてなんですが、残土が向こうの施設内にあるということになりますか。

### 〇 議長(宮平喜文)

宮平 明産業振興課長。

### 〇 産業振興課長(宮平 明)

ユヒナに向かって右手のほうにビニールハウスがありますが、左手のほうに残土が置いております。その 場所の借地料となっております。

## 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

#### 〇 2番(西田吉之介議員)

この議会で取り上げたということでですね、この事実をもって農業委員のほうに戻して、利活用ができるよう進めていきたいと思います。ありがとうございます。

### 〇 議長(宮平喜文)

暫時休憩します。

休 憩

再 開

## 〇 議長(宮平喜文)

再開します。

午前中に引き続き、令和5年度の一般会計当初予算の審議について継続で行います。

ほかに質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

## 〇 2番(西田吉之介議員)

49ページをお願いします。7款1項12節の観光関連施設維持管理委託についてですが、こちら何の委託か、たしかトイレだったと思うんですが、もしトイレだった場合、どこのトイレの管理なのか、ちょっと詳しくお願いします。

#### 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶・観光課長。

〇 船舶・観光課長(中村 悟)

お答えします。委託料なんですけれども、まず、キャンプ場の草刈り、そしてキャンプ場のトイレ等の清掃となっております。

〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

〇 2番 (西田吉之介議員)

ちなみに、この予算の一般財源の中で、ほかのトイレ等施設の維持管理の費用も入っていますか。

〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶 · 観光課長。

〇 船舶・観光課長(中村 悟)

このキャンプ場のみの草刈りとなっております。

〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

〇 2番(西田吉之介議員)

全体の予算で私もちょっと探しきれなかったんですが、恐らくトイレの施設管理のお金は、どこかに含まれているとは思います。その中でですね、ちょっとトイレに関して、今後、新たなトイレを造るとかいう計画等はありますか。

〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶 · 観光課長。

○ 船舶・観光課長(中村 悟)

現段階において、トイレの新設というのは予定しておりません。

〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

〇 2番 (西田吉之介議員)

新しく造るのはないというお話しでした。ちなみに、今あるトイレを修繕といいますか、改装といいますか、造り直す、先ほど言った和式を洋式にするとか、もろもろ、国立公園という名目はあるけど中身が全然追いついていない、インフラが追いついていない状況です。それらを造り直す等の計画はありますか。

〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶·観光課長。

○ 船舶・観光課長(中村 悟)

12月議会で又吉議員からも御質問がありました。緑地公園のトイレなんですけど、これは県管理の施設となっておりますので、沖縄県のほうへ、和式から洋式への取替えを要望する予定となっております。

〇 議長 (宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

## 〇 2番(西田吉之介議員)

海沿いだけでなく、山のほうの阿嘉のほうでも、中岳展望台のトイレとかも使わないだろうなというところは早めに片づけたり、新たに造るなり、また阿嘉島のほうですけど、集落の中には公衆トイレというのがなくて、旧港のところにあるチケット売場、前のチケット売場ですね。ミヤマさんが、食堂、パーラーみやまをやられていた跡地ですね。あそこを公衆トイレ等に改装するとかいう計画もお願いしたいんですが、こういうものって、何か話し合う場とかが持たれているのでしょうか。お伺いします。

#### 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶・観光課長。

# O 船舶・観光課長(中村 悟)

現段階でそういった話合い等は行われておりません。

# 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

#### 〇 2番(西田吉之介議員)

ぜひともですね、村長の施政方針にありました観光産業をリーディング産業とするならば、まずはこういったところから手をつけるべきだと思います。今後とも予算については見ていきますので、ぜひ頑張って造っていただきたいと思います。

引き続きますが、50ページの8款1目18節、こちらに道路利用者会議、道路整備促進期成同盟会、道路協会とありますが、これは一体何について話し合われている会なのか、ちょっとお伺いしたいです。

### 〇 議長(宮平喜文)

宮平 明産業振興課長。

#### 産業振興課長(宮平 明)

これは実際に参加している会議ではございません。全国的に展開されている会議でございまして、これの負担金となっております。各市町村負担があります。その割合の負担金となっております。

#### 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

### 〇 2番(西田吉之介議員)

ありがとうございます。座間味村においては、道路整備がまだまだ追いついていないところもあると思いますが、ちなみにですが、この沖縄県市町村概要にあります座間味村の今後のプロジェクトに村道阿嘉後原線の事業がありますが、これの予算は今回の一般財源のほうに含まれていますでしょうか。

#### 〇 議長(宮平喜文)

宮平 明産業振興課長。

### 〇 産業振興課長(宮平 明)

後原線、舗装がとても、毎回ですね、修繕修繕で、全体的に補修しないといけないというのは認識していますが、延長が4キロ近くあります。設計する図面がありませんので、まず、道路台帳の整備を先に行いたいと。それの電子化を行った上で、図面ができましたら、それを基に舗装のやり替えの工事の発注の計画を立てたい。これが令和4年度で道路台帳の電子化に向けてですね、検討していく予定となっております。

## 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

# 〇 2番(西田吉之介議員)

ちょっと図面がないというのが不思議ですね。これ以前の金城善昇元議員がいらしたときに、全長の図面 も作ってもう工事をやるよ、という段階まで進んだというふうに話を聞いています。今、図面がないという ことなんですが、この辺まだ、この場で説明ができなければ、持ち帰って私のほうも確認したいと思います が、そういう経緯があったのかだけお伺いします。

# 〇 議長(宮平喜文)

宮平 明産業振興課長。

### 〇 産業振興課長(宮平 明)

私のほうで図面……図面というのは、道路台帳自体はございます。道路台帳図というのはあるんですが、管理するための。それが紙ベースで道路台帳図というのがございます。これがかなり昔の図面です。それを使って、例えば工事を発注するためには数量を拾わないといけません。幾らの工事になるか。その工事の数量が出せない状況でございます。紙ベースですので。それを今回、電子化の道路台帳、全村道をやる計画をしております。その計画をした上で、そのときには図面ができます。舗装の面積が幾ら、それに対する単価が幾らということで、工事の発注ができますので、それを踏まえて工事の検討をしていきたいと考えております。

# 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

# 〇 2番 (西田吉之介議員)

ぜひ今年度中に電子化を行い、工事を進めていきたいと言ってもらいたいと思います。本当にバイク等、 自転車等で行くのも危ないぐらいなのでよろしくお願いします。

引き続き、50ページの下から3番目の委託料のところですね。座間味村道草刈り委託業務というのがあります。これと、46ページの2目12節、下から2番目の林道草刈り委託というのがありますが、これはそれぞれどこなのか、ちょっと教えてください。

### 〇 議長(宮平喜文)

宮平 明産業振興課長。

#### 〇 産業振興課長(宮平 明)

まず村道委託業務というのは、基本的には村道をやっております。村道座間味阿佐線、座間味阿真線、座間味阿嘉、阿嘉からニシバマに行く道ですね。それから高月山線、それの草刈り、基本的には。その次の林道の草刈りというのは、後ろの林道ですね。番所林道、稲崎林道、久岳林道、これは延長が長いです。そこの草刈り料となっております。

#### 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

#### 〇 2番(西田吉之介議員)

ありがとうございました。

最後ですね。51ページ、一番下の施設修繕費、これはたしか座間味港の東側の残土とかの撤去だったと思いますが、合っていますか。

#### 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶 · 観光課長。

## ○ 船舶・観光課長(中村 悟)

おっしゃるとおりです。

# 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

# 〇 2番(西田吉之介議員)

これは、私が前に話を聞いた経緯では、あそこは港湾の管理から村のほうに委託されて村が管理している流れだったと思います。ちなみにこの残土なんですが、ほかの業者が持ってきた残土なんですかね。それとも座間味村の工事で出たものをあそこに置いている状態なのか、その確認をお願いします。

#### 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶・観光課長。

# O 船舶・観光課長(中村 悟)

私が見る限り、島内から出た残土というふうに捉えております。

### 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

# 〇 2番(西田吉之介議員)

その残土の所有者といいますか、島内から出たんだけど、村の工事で村の土地から出たものなのか、個人の土地から出たものなのか、この残土の所有者が誰なのか分かりますか。

# 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶・観光課長。

#### 〇 船舶・観光課長(中村 悟)

残土と廃材等がありまして、廃材等に関しましてはガードレール等がありましたので、村のものだろうというふうに考えておりますけど、個人が捨てたということに関しましては、誰が捨てたのか、そこまでは、 我々のほうとしては資料を持っておりません。

#### 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

#### 〇 2番(西田吉之介議員)

結構な量の土だったと覚えています。それが誰のものなのか、どこから来たものかが分からないというのは、維持管理というのに怠慢があったんじゃないかなというふうに思われますが、それを村のお金で片づけるということに関しても、持ち物が分からないものを村のお金で片づけるというのが許されるのか、見解をお伺いします。

#### 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶·観光課長。

#### ○ 船舶・観光課長(中村 悟)

先ほども答弁したとおり、ガードレールとかそういったものに関しましては村のものだというふうに捉えています。もちろんそこには残土等も村のものがあったというふうに捉えていますけど、どれだけの量が個人のものかは、ちょっと我々としては、資料としては持っていないということです。

### 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

#### 〇 2番(西田吉之介議員)

事業をする際に出るコンクリがら及び残土とかそういうのは、各事業者が責任を持って、当該搬出処理までが責任だというふうにお伺いしています。その中で、いつ放置されたか分からない残土を村のお金で、誰のものかも分からないものを村の皆さんの税金で片づけるというのは、これをやってしまうと、これまで阿嘉の持ち物か分からないものを村のお金で片づけるというのが、なかなかちょっと、私が皆さんに説明する

際に説明に苦しむので、分かりやすいように説明していただきたいんですが。あと、ほかにもあそこはいろいる載っています。昨日配られた美ら島パトロールの写真からも見えるとおり、まだまだ物があります。あそこを片づけた後は、コンクリがらとか一時的にそういう残土が出たりすると思いますが、そういうものの仮置場として使う予定とかはありますでしょうか。

### 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶·観光課長。

### ○ 船舶·観光課長 (中村 悟)

仮置場は整備しております。漁協の施設の隣にフェンスを張った広場をつくって、そこが一時的な残土置場というふうに、我々としてはここに置くように指導しているところであります。

#### 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

# 〇 2番(西田吉之介議員)

ちなみにそのフェンスの中ですね、1平米当たりの使用料は幾らぐらいになりますでしょうか。

#### 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶・観光課長。

# O 船舶・観光課長(中村 悟)

現段階で資料を持っていませんので、後でお渡ししたいと思います。

### 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

# 〇 2番(西田吉之介議員)

座間味村港湾と漁港と、管理をそれぞれ県で抱えている部分がありますが、座間味島のほうの港湾に関しては、県の港湾から村のほうに管理委託をお願いされています。阿嘉島の漁港に関しては委託されておらず、県の管理、漁港整備班というところが管理しています。ここに資料がないということで、後でということなんですけれども、できればここで明確にしておきたいのが、例えば仮に阿嘉島のほうでコンクリがらとか残土を置く場合、漁港のバージ船等を使う際に、港に近いほうがいいということで漁港内に残土を置くと、1平米当たり一日約2円の支払い使用料が出ます。これは村民だろうが県だろうがかかりますよ、という説明でした。それに対して、港湾の座間味港のところはですね、今、説明もありましたとおり、誰が置いたのかも分からない、いつから置かれていたのかも分からない、料金等は発生していないという中で、県の管轄によって全く状況が違う状態でございまして、これについて、できれば港湾の委託管理を受けている内容と、阿嘉島の漁港のほうでも村のほうが窓口になっていただいて委託管理、全部とは言いませんけど、一部でも委託管理をしていただいて、地域住民がこれから家の建て直しとか、いろいろ出てくるコンクリがら、残土の一時置場に困っていますので、それを平等に整備していただきたいと思いますが、この辺も知るために、できれば使用料等の明確な数字が分かればと思います。ありますでしょうか。

#### 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶·観光課長。

#### 船舶・観光課長(中村 悟)

港湾に関しましては、我々のほうでは資料を持っておりません。漁港に関しましても資料等は持っておりません。

#### 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

### 〇 2番(西田吉之介議員)

ということは、村じゃなくて県に聞いてくれという認識でよろしいですか。

### 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶・観光課長。

### ○ 船舶·観光課長(中村 悟)

港湾に関しましては、我々が委託を受けていますので、我々のほうで一時置きするところの指示はしますけれども、漁港に関しましては、その辺、我々は委託を受けておりませんので、県のほうで対応してもらいたいなというふうに思っております。

# 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

### 〇 2番(西田吉之介議員)

港湾と漁港と全く横の連携がない中で、私たちはちょっと、対応の違いに戸惑っています。ちょっと休憩 願います。

# 〇 議長(宮平喜文)

暫時休憩します。

休 憩 再 開

## 〇 議長(宮平喜文)

再開します。

2番 西田吉之介議員。

#### 〇 2番(西田吉之介議員)

今、確認をしたところ、座間味のほうは、フェンス内には仮置きとして残土を置いていい、コンクリがらを置いていいというお話しでした。阿嘉のほうは、村ではなく県の漁港の管理なのでそういう置いていいとか、置いたら駄目とかいう話合いはないということなので、できれば今後ですね、県と漁港のほうとも話をして、座間味はフェンス内に置けるのに、阿嘉は置くところがないという、この矛盾を解消してもらいたいんですが、今後、その話合いの場を県に要請することは可能でしょうか。

### 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶 · 観光課長。

## ○ 船舶·観光課長(中村 悟)

前向きに検討してまいりたいと思います。

# 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

# 〇 2番 (西田吉之介議員)

そのときはぜひですね、阿嘉のほうも、座間味と同じように使用料を取らない、もしくは必ずしも使用料を取らないといけない場合は、座間味のほうも同一に取るということで、平等に進めていってもらいたいと思いますが、そこだけ確認したいと思いますが、要望の際に平等にできるように協議してもらえますでしょうか。

## 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶·観光課長。

# ○ 船舶·観光課長(中村 悟)

国交省と農林省の違いがありますので、それが一律にできるかどうかは、まず確認してみないと何とも言えないところです。

### 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

# 〇 2番(西田吉之介議員)

それの確認をお願いします。そうしたら、これをまたちょっと6月の定例会の一般質問のほうにこれを 持っていきたいと思いますので、それまでにどういう進捗があったかに持っていきたいんですけど、それで よろしいですか。

### 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶 · 観光課長。

O 船舶・観光課長(中村 悟)

分かりました。よろしくお願いします。

〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

〇 2番(西田吉之介議員)

ぜひともよろしくお願いします。これで私は大丈夫です。ありがとうございます。

〇 議長(宮平喜文)

ほかに質疑ありませんか。6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

48ページの観光費、10番需用費の中の下のほうのキャンプ場修繕費、全協ではコテージ周りと調理場の修繕ということで伺ったんですけど、以前ですね、更衣室の件を一般質問に上げさせてもらって、水泳教室とか、子供たちも倉庫で着替えている状態だったので、ごめんなさい、私もちょっと確認しに行くのが抜けていて、今、更衣室の状況がどうなっているか、伺います。

# 〇 議長 (宮平喜文)

中村 悟船舶·観光課長。

○ 船舶·観光課長(中村 悟)

更衣室と言いますと、管理棟の隣の施設のことでしょうか。

〇 議長(宮平喜文)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

管理棟の隣の施設というのは倉庫なんですよ。更衣室ではないんですね。テントとかそういうものが以前は入っていたんですけど、そこを仮に更衣室として、子供たちは地べたのところで着替えている状況だったんですね。それが今、更衣室があるのかないのか。これは委員会のほうでも分かるのかな。ちょっとどうなっているか、分かればお願いします。

### 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶・観光課長。

O 船舶・観光課長(中村 悟)

大変申し訳ございませんが、現場を確認しておりません。

〇 議長(宮平喜文)

6番 宮平清志議員。

### 〇 6番(宮平清志議員)

今回の修繕費で150万円、これはコテージ周りと調理場以外に、どこか修繕箇所はありますか。

#### 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶 · 観光課長。

# O 船舶・観光課長(中村 悟)

コテージと水回り関係、そしてフェンス等を予定しております。

#### 〇 議長(宮平喜文)

6番 宮平清志議員。

### 〇 6番(宮平清志議員)

学校のほうも水泳教室が始まってくると思いますので、あのような状態で着替えとか、着替えているのはもちろん見たことないんですけど、状況というのは分かります。外からは何度か見ていますから。できればですね、そこもちょっと早めに、夏場、水泳教室が始まる前に少し考えていてもらいたいですね。よろしくお願いします。

#### 〇 議長(宮平喜文)

ほかに質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

## 〇 1番(又吉文江議員)

28ページ、2の総務費、4目総合センター費の中の需用費、10節にありますが、これについて詳細を お聞きしたいと思います。以前聞いたときには、この総合センター費というのは、歴史文化施設のことなの か、それとほかにあるのかというのも踏まえて、この需用費に関して詳細をお聞きしたいです。

#### 〇 議長(宮平喜文)

宮平壮一郎総務課長。

# 〇 総務課長(宮平壮一郎)

総合センター費につきましては2か所ございます。座間味島で言いますと歴史文化・健康づくりセンター でございます。阿嘉島にも阿嘉島離島振興総合センターですね、この2か所の消耗品を計上しております。

#### 〇 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

### 〇 1番(又吉文江議員)

10の需用費の電気料とか上下水道料金等ありますが、この詳細はどっちが幾らとか分かりますか。

## 〇 議長(宮平喜文)

宮平壮一郎総務課長。

#### 〇 総務課長(宮平壮一郎)

電気料のほうがですね、阿嘉のほうが年間で41万円です。100円切捨てしております。歴史文化・健康づくりセンターにつきましては174万9,000円。また併せて上下水道は、こちらは阿嘉のほうが約4万4,000円、歴史文化・健康づくりセンターが1万9,000円となっております。

### 〇 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

#### 〇 1番(又吉文江議員)

阿嘉のほうは私も分からないんですけど、歴史文化・健康づくりセンターのほうは、やはりあまり使われていないような気がするんですが、それでも年間174万円が出るんですか。

# 〇 議長(宮平喜文)

宮平壮一郎総務課長。

### 〇 総務課長(宮平壮一郎)

電気のほうが2つの契約をしておりまして、高圧と低圧ですね。さらに今回、平均値で取っておりますが、 実は昨年、かなり湿気が強くてカビが生えたりしている現象がございました。そういった意味で、長らく除 湿器をかけたり、クーラーをかけたということもございまして、かなり金額がかかったこともございます。 そういったことを見越して、今回も170万円という額で計上させていただいております。

#### 〇 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

### 〇 1番(又吉文江議員)

年間それだけ電気使用料がかかるのに、実際それほど活用されていないというのは、とても寂しいというかもったいないような気がしてしょうがないです。そしてやはり、次のその下の17番の備品購入費、これも全協でお聞きしたんですけれど、健康器具を2つ買うということでお聞きしました。これもそうですよね。健康器具を買う備品購入費ということで捉えていいですよね。実際、管理というのが全くできていない。管理者がいない施設なので、私もどんなトレーニングルームがあるのかなと思って、この間、ちょっと見せていただいたんですけれど、実際に今、3つのトレーニング器具があって、そしてウエイトを置くところがあって、もうそれだけでもいっぱいいっぱいな状態。もっと広いのかなと思ったら意外と小さくて、またそこにロードバイクとかいろいろ置くという話で、そういうものを置くよりも、まず最初に管理をどうするのかというところをやっていかないと、何もしないでも管理費、電気代等が出るものですから、やはり管理、そしてエレベーターも乗ったんですけれど、すごくかび臭くて、とてもじゃないけど乗れるような状態ではない。施設はとても立派で、本当にもったいないというのもあります。ですので、何を買うのもいいんですけれど、使わなければ意味がないような気がするし、使えなければ無駄なような気がするので、ぜひ管理者、ここの施設の管理をどうするのか、そこをお聞きしたいと思います。

#### 〇 議長(宮平喜文)

宮平壮一郎総務課長。

#### 〇 総務課長(宮平壮一郎)

ただいまの御発言ありがとうございます。実は我々も、管理については非常に悩んでいるところでございます。まず第一に、施設の利用につきましては御承知のとおり、コロナ禍においてなかなか使用ができなかったということと、今回ありました座間味の総合センターに引き続いて、我々のほうが直営で管理はしていたんですけれども、やはり土日の管理においても問題があるということで、外部の委託を当初は考えていたんですけれども、それもなかなか今は実施できないという状況でございました。またお願いしようにも人手が足りないということもございましたが、これについてまたいま一度、しっかり我々のほうでも精査をして、せっかくある施設ですので、しっかり使って収入を得るように、また改めて取り組んでまいりたいと考えております。

### 〇 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

#### 〇 1番(又吉文江議員)

この管理が決まってから道具を買うのもいいと思います。今、急いで買う必要はないのかな。確かに健康づくりセンターなので、本当は健康づくりのための器具が必要だと思います。でも、見るからにアスリートが使うようなとても重たいものとか、大きな器具があるので、島の人たちが使えるような器具を取りそろえてほしいという気持ちはありますが、まず使えるようなシステムを構築してから、それから買ってほしいと

思います。

## 〇 議長(宮平喜文)

宮平壮一郎総務課長。

### 〇 総務課長(宮平壮一郎)

ありがとうございます。この件につきましては、また内部のほうで調整して、今回予算計上をさせていますが、すぐ4月に使うというものでもございませんので、その辺の内容を精査させていただいて、購入に当たってはしっかりやりたいと考えております。ありがとうございます。

### 〇 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

#### 〇 1番(又吉文江議員)

この器具に関してはすぐ買わないという理解でよろしいですか。これは必ず買わなければいけないものではない。実際ですね、先ほどさくらねこの話も出たんですけれど、こういう100万円単位のお金があるのであれば、本当にそういうソフト面で住民が喜ぶような政策にお金を使っていただきたいなというのはあります。よろしくお願いします。

# 〇 議長(宮平喜文)

松田 力教育課長。

#### 〇 教育課長(松田 力)

全員協議会でもお話しさせていただきましたけど、確かにセーリングの強化の部分で使うところもありますし、それだけのみならず、住民からもそういった同じ器具の要望等はありますので、一概に、全く村民が望んでいないものと思っていますので、その辺はじっくり精査しながら、事務手続上もありますが、4月に入ってすぐ買うのではなく、事務手続を終えたらできるだけ購入して使えるような環境はつくっていきたいなと思っております。

### 〇 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

#### 〇 1番(又吉文江議員)

そうですね。使えないと買っても意味がないので、使える環境はしっかりつけていただいて、それから購入していただきたいと思っています。よろしくお願いします。

それと引き続きですね、47ページの商工費、1目の12の委託料、これに関してお聞きします。全協のときにお聞きしたのは、ユーチューブとかに流す座間味村のアピール用の広告ということでありますが、1,973万円ということで、約2,000万円近いお金が出ます。この委託は、どこか外の業者に委託するのでしょうか。

### 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶·観光課長。

#### の 船舶・観光課長(中村 悟)

おっしゃるとおり、村外の業者へ委託を予定しております。

#### 〇 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

## 〇 1番(又吉文江議員)

確かに一括交付金で使うので、とても大盤振る舞いしているなという感じはあるんですけれど、本当に実際これが、もちろん観光立村でありますから、座間味村のPRになればいいんですが、それだけの金額を

使ってやるということに対しては、ちょっと多いのかなという気持ちはします。ただ、そういうことで今回 予算も計上されているのであれば、本当にしっかりしたものが出来上がるか、とても期待をしております。

### 〇 議長(宮平喜文)

宮平真由美副村長。

# 〇 副村長(宮平真由美)

ただいまの委託料の件でございますが、これは広く公募いたしまして、プロポーザルという形で提案をしてもらって、その中で一番いい提案の内容の事業者を選ぶことになっております。先ほど、課長が答えましたけれども、村内でも村外でも非常にいい提案がございましたら、そこを採択したいと思っております。

# 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

#### 〇 2番(西田吉之介議員)

そうしたらですね、同じところなんですけど、PRを頑張る動画づくりですね。これは村内の皆さんにも PR事業用の動画を撮ってくださいと。採用されればこれだけお金が出ますよ、という形の話になっていく んですか。

# 〇 議長(宮平喜文)

宮平真由美副村長。

# 〇 副村長 (宮平真由美)

PR動画自体は令和4年度の予算でもう仕上がっております。そのできている動画をどんなふうにしてPRできるかというのがプロポーザルの内容になってまいります。

# 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

# 〇 2番(西田吉之介議員)

ということは、これはその動画を作るのにかかる費用が1,900万円ではなくて、動画は既に別で出来上がっていて、それをどういうふうに流すかに約2,000万円かかるということですか。ユーチューブに流すという話でしたけれども、ちなみにユーチューブに流すのには幾らかかるんでしょうか。

# 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶・観光課長。

#### 〇 船舶・観光課長(中村 悟)

ユーチューブだけではなくて、いろいろなネット広告を活用しようと思っております。今ですね、ユーチューブだけの概算は、我々は持っていませんので、大体それぐらいの概算の予算で2,000万円かかる 委託料というふうに予算を計上しております。

#### 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

#### 〇 2番(西田吉之介議員)

プロポーザルを踏まえてということだったので、例えば村内の飲食店、もしくは宿泊施設が、タブレット等を使って、この作られた動画を流しますよ、というのにも使えるお金になってくるという認識でいいですか。

# 〇 議長(宮平喜文)

宮平真由美副村長。

# 〇 副村長(宮平真由美)

その提案の内容によりますけれども、そういった提案の内容が採択されましたら、そういうふうになるか と思います。

#### 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

# 〇 2番(西田吉之介議員)

民間事業者の方のほうが、恐らくこういう広告等々の使い方にはたけていると思います。なので、ぜひとも島内だけではなくて、島外もしくは県外のつてとか何なりを駆使して座間味村のPRをするのであれば、ぜひとも、より費用対効果がいいやり方を選ぶべきだと思いますので、約2,000万円というお金を使うわけですから、これがあれば、散々私が言っているトイレ整備とかもできるはずなのになと思いながら見ています、この2,000万円を。ぜひとも、2,000万円かけるのであれば、最低でもそれ以上の収益性、観光誘致等につなげるように、ぜひとも持っていってもらいたいと思います。今言ったように、村内事業者もしくは我々のほうでも何かできるPR活動があれば、官民一緒に頑張っていきたいと思いますので、ぜひ周知のほうもよろしくお願いします。

#### 〇 議長(宮平喜文)

ほかに質疑ありませんか。5番 中村秀克議員。

## 〇 5番(中村秀克議員)

43ページの12、委託料の小型焼却炉補修委託料、これは座間味阿嘉クリーンセンターにある簡易焼却炉のことでしょうか。

# 〇 議長(宮平喜文)

石川聖子住民課長。

#### 〇 住民課長(石川聖子)

そのとおりでございます。

#### 〇 議長(宮平喜文)

5番 中村秀克議員。

#### 〇 5番(中村秀克議員)

多分、座間味の焼却炉は稼働しているんですが、阿嘉の焼却炉は非常にいい設備ですが、ほとんどというか、使われておりません。こういうものを使わなければ余計、いわゆる空き家に、窓を開けて空気の入れ替えをするだけでうちが長持ちするようにですね。使わなければ朽ちるのも早くなるわけですね。点検が入るということは、1回手が入ることでいいことなんですが、その1回だけであとはほとんど使わないということはもったいない。クリーンセンターの方に聞いたら、これに1回手をつけると、この一人が終わるまで目が離せないと、離れられないと。そうしたら、ごみ収集作業に支障が出るということで、やっぱりマンパワー、人が足りないと。人がいればやりたいと。これは県の産業まつりで金賞も取ったやつでダイオキシンも出ない。タイヤもオーケーだということで聞いていますので、非常にもったいないですね。結局、使いもしないのに95万円、半分、50万円近くを1年に1回の点検だけに使うというのは非常にもったいないんですが、これはどういう利用をしたほうがいいのか。去年も同じような質問を受けたと思うんですが、この1年全く動いていないという感じなんですが、どうにか動かして、いい施設ですので動かす方法はないか。やっぱり人を増やせば人件費が確保できないのか。その辺を伺います。

## 〇 議長(宮平喜文)

石川聖子住民課長。

# 〇 住民課長(石川聖子)

全く稼働させていないわけではなく、何回か慶留間の空港の職員が兼務をして、時間のあるときに焼却を 行ってはおります。また、職員募集もかけておりますが、新たな申込みはないんですけれども、今後も人材 確保には努めていきたいと思っております。

#### 〇 議長(宮平喜文)

5番 中村秀克議員。

#### 〇 5番(中村秀克議員)

例えばですね、自分がいろいろな、ちょっとした陶芸したりする、木材、廃材とかが出て教えを乞うわけですね。自分の分を燃やす時間だけでも稼働させてくれというのは可能ですか。教えてもらって、私が責任を持ってやります。ちょっと厳しいと思うんですけど、やっぱりこんなのをやって、稼働を順調に、本当に365日動かしたほうがいいと私は思うんですけど、たまにとなると、なかなかたまったものを処理できないと思うんですが、いかがなんでしょうか。例えばです、できるかどうか。

### 〇 議長(宮平喜文)

暫時休憩します。

休 憩 再 開

## 〇 議長(宮平喜文)

再開します。

石川聖子住民課長。

#### 〇 住民課長(石川聖子)

個人の所有のものを焼却するのはできません。また、何か事故があったり、安全面も懸念されますので、 個人のものは焼却できないということで、御理解をお願いしたいと思います。また、委託作業の公募のほう に応募していただいたら、職員として採用できるかと思います。

#### 〇 議長(宮平喜文)

5番 中村秀克議員。

#### 〇 5番(中村秀克議員)

分かりました。とにかく安定的な稼働を目指して、非常に良い機械ですので、マシンの機械ですので、安 定的に稼働できるように努力するようお願いいたします。

続いてよろしいですか。農林水産課、林業課で、ないんですけど、以前、有害鳥獣対策費というのがあったと思うんですけどないので、いわゆる所信表明で村長が言ったトカゲモドキとか、重要な生物、これですね、イタチの被害で爬虫類が全滅状態にあるんですよ。今まで、カエルの大合唱が非常にうるさいなと困っていたんですけど、今もう過去何年か、夏場のカエルの合唱がほとんど聞こえない。当たり前に見ていたアンダクェーボージャーがいない、トカゲ類がいない、蛇もいない。ヒメハブ、クゥ、ワーグヮーと言うんですかね、あれは幼稚園のとき以来見ていなかったんですけど、それも10年前に、たまたま理科の先生が見たということで、ペットボトルに入れて。もう幼稚園からだから、40年50年ぶりに見たわけです。それもう10年前ですよ。あれから見ていない。だから、人的被害はあんまりないんですけど、表向きには、いわゆる生態系が完全に崩れている。国立公園になっていろいろ、環境省もですね、もともといた、地元にいた野性の動物が、希少動物が完全に減って、もう絶滅したのもいる可能性もある。そこでですね、これも大分前のなんですけど、沖縄県にヤンバルクイナを守るために、やんばるにマングース捕獲で相当効果があってヤンバルクイナも増えていると。マングースとイタチは大体同系列だと思うので、捕獲用のわなを沖縄県から借用でもして、まずテストケースでマングースの捕獲を考えてもらいたいなと思うんですけど、い

かがでしょうか。マングースじゃない、イタチです。

## 〇 議長(宮平喜文)

宮里 哲村長。

# 〇 村長 (宮里 哲)

イタチは外来生物でございます。ごめんなさい、外から持ち込んだ外来の動物だというのは知っているんですけど、生息して長い状況があるということと、専門的な知識を有している職員がいないということもあります。また、動物の愛護的な発想も含めてどういった取組をすればいいのかというのは、今から勉強しないといけないと思いますが、その辺は環境省とも意見交換をしながら、どちらの事務分掌といいますか、仕事になるのかというところも含めてですね、できれば環境省にしてほしいんですが、そういったところの議論を深めさせていただきたいと思っております。

### 〇 議長(宮平喜文)

5番 中村秀克議員。

#### 〇 5番(中村秀克議員)

その点、よろしくお願いします。県ではマングースをとったという実績がありますので、そういうわな系等も多分いろいろ保管していると思いますので、イタチは、見た目はかわいいんですよ。本当にちょこちょこして。マングースよりちょっと小柄でリスみたいな感じでかわいいんですが、結局、裏ではやっぱり環境の破壊をしていますので、この辺の検討をよろしくお願いします。

そのまま行ってよろしいですか。 47ページ、漁港建設費の12番委託料の阿嘉の漁港緑地公園草刈り。 これは橋の下の公園だと思うんですけど、この巡回清掃委託業務というのは何ですか。

### 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶 · 観光課長。

#### 

この巡回清掃委託費というのは、月に何度か漁港内を目で確認し、そこにごみがあるんだったら拾う、危険箇所があるんだったら写真等、そういった巡回の、漁港内の管理を委託している事業であります。

#### 〇 議長(宮平喜文)

5番 中村秀克議員。

### 〇 5番(中村秀克議員)

分かりました。それでですね、掃除ですから、所信表明にありましたクイーンバース横の駐車場も、村も立て看で、クイーンを利用するお客さんはここに駐車してくださいという立て看をして、村も駐車場としてもう認めているはずです。施政方針には舗装の要望をすると。非常に心強い言葉なんですが、これはまだいつできるか分からないので、今日ですよ、みつしまに乗る前の、車を降りてすぐの足元にあった石です。こんなのがごろごろあるんです。これはタイヤに非常によくないんです。これに何も文句も言わないで、住民の方、お客さんは車の乗り入れをしているわけです。これを清掃費で、この石ころを取るだけでも全然違うわけですよ、舗装ができるまで。取った後、地元の土木業者から、パンパンパン借りてやれば駐車場らしくなると思うんですけど、この公園の草刈り委託料からできるのか。もしくは環境美化整備の、各区への分担金があると思うんですけど、これを利用できないか、お伺いします。

### 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶・観光課長。

#### の 船舶・観光課長(中村 悟)

その件について、今から舗装するための相談を農林とすると。農林もそういった方向で進めたいというの

はあるんですけど、正式にそこを舗装するというのは、まだ取決めはされておりません。そして、石の件ですけれども、これは草刈り費となっていますので、この予算からはちょっと厳しいのかなと思いますけれども、今の段階でですね、この石拾いに関しましては、少し検討させてもらいたいなというふうに考えております。

#### 〇 議長(宮平喜文)

5番 中村秀克議員。

### 〇 5番(中村秀克議員)

とにかく舗装は村長が検討するということで所信にも出したので、とりあえずこの石ころですよ。作業員が何名かいたら一日で終わらせられる賃金で賄えると思うんですよ。これを取るだけでも全然違う。やっぱりタイヤが非常に悲鳴を上げていますので、その辺を早めにですね、これは人海戦術で、いわゆる作業員の賃金でできると思うんですけど、草刈りがだめだったら、総務課が出している環境美化整備事業の賃金から出せないかどうか、お伺いします。

## 〇 議長(宮平喜文)

宮平壮一郎総務課長。

# 〇 総務課長(宮平壮一郎)

環境美化整備につきましては、各区に一律30万円で出しております。これについての内容につきましては、各字区主体で動いていただいているところがありますので、我々のほうでこちらを使ってこの作業を、というのは、非常に言いづらい部分はあるのかなと。また、ちゃんと漁港の区域内でありますので、この補助金についてはやっぱり地域の地域内をきれいにしてほしいという補助金ですので、別に考えたいなと考えております。

# 〇 議長 (宮平喜文)

5番 中村秀克議員。

#### 〇 5番(中村秀克議員)

これは多分、間接的に環境の美化になりますよね。あんな石ころだらけの駐車場なんていうのはちょっと 見栄えが悪いですから。その辺検討してですね、これは人間がいればできることですから、やってもらいた いなと思います。要望いたします。

私の最後ですが、55ページ、消防費の工事請負で、座間味阿嘉地区集落消火栓設置工事とありますが、これは決まったことでありますけど、今、慶留間地区で本管入替え工事が行われていますけど、慶留間区にあった消火栓2か所を見たら撤去されているんですよね。慶留間区は消火栓がない状態でいいんですか。後から、配管工事が終わってから消火栓を新たに設置するということなんでしょうか。

#### 〇 議長(宮平喜文)

宮平壮一郎総務課長。

### 〇 総務課長(宮平壮一郎)

消火栓の工事につきましては、本工事とは別に、国庫事業とは別に単独事業で組ませていただいておりま す。別契約になっておりますので、本工事が終わり次第の設置になると考えております。

#### 〇 議長(宮平喜文)

5番 中村秀克議員。

## 〇 5番(中村秀克議員)

じゃあこれは新たに予算を組んで。座間味と阿嘉は新年度で予算が組まれているわけですけど、この次、 新たな消火栓設備を造るまでは、過去、慶留間地区では火事、火災が起きたことはないんですが、分からな いですからね。いつ何が起こるか分からないですから、その間あれですから、早めに。今まであった場所は、ちょっと場所的にね、新たないい場所を探して、早めに調査をして、慶留間地区の消火栓設置を早めにお願いいたします。以上で終わります。

### 〇 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

#### 〇 1番(又吉文江議員)

教育委員会のほうにお聞きします。嬬恋の費用って、この間も子供たちが嬬恋に行ってきたんですけれど、すごく分散していて分かりにくいんですけれど、まず57ページの嬬恋費用の人件費ですね。これは職員、学校の先生たちが行く費用なのかなというのは想像できます。その下の運送費というのがあるんですけど、これが6万円。これについては何かなというのが分かりません。それと委託費も67ページにあるんですけれど、これも24万円。扶助費は子供たちの費用なのかな。需用費もまた13万2,000円と、すごく分散して書いてあるものですから、よく分からないので説明をお願いします。

#### 〇 議長(宮平喜文)

松田 力教育課長。

# 〇 教育課長(松田 力)

まず57ページの8節旅費の嬬恋村交流事業は、又吉文江議員がおっしゃったとおり、座間味村から嬬恋村へ行く職員及び教職員の旅費となっております。10番の需用費、嬬恋村交流事業、これも消耗品費とかの準備がありますので、一般の消耗品とは別にその事業だけの消耗品として需用費に組ませていただいております。11番の運送費に関しては、嬬恋村に行きましたら、向こうで村として出し物等でエイサーを行っています。向こうには太鼓がないものですから、エイサーをこちらから送る郵送費となっております。67ページの予算に関しましては、社会教育費として組ませていただいております。これは、嬬恋村の中学生が座間味に来るときの費用となっております。この委託費に関してはですね、こちらのほうで今計画していますのが、シーカヤックとかサップとかそういった体験がありますので、子供たちにかかる費用ですので、そこの事業所に委託する費用となっております。需用費に関しては、こちらは交流センターに宿泊になりますので、食材とかそういったものの経費となっております。以上です。

# 〇 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

# 〇 1番(又吉文江議員)

分かりました。初心者なもので、ちょっと分からなかったので。すみません。

それとあともう一つ、今、67ページの文化財保護費あります。その中に報酬、文化財保護審査会というのがありますが、これがちょっと私も分からないんですけど、住民も分かる人はあまりいないと思うんですが、これはどういう活動をされていて、どういうふうなことをしているのか、お知らせください。

## 〇 議長(宮平喜文)

松田 力教育課長。

# 〇 教育課長(松田 力)

この文化財保護審議会は、俗に言う文化財審議員が村内におりまして、その文化財の審議とかを行う機関となっております。残念なことに、コロナ禍で開催されていないのが現状であります。

# 〇 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

# 〇 1番(又吉文江議員)

これは何名ぐらいいらっしゃるんですか。

〇 議長(宮平喜文)

松田 力教育課長。

〇 教育課長(松田 力)

今、5名いらっしゃいます。

〇 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

〇 1番(又吉文江議員)

例えば、これを文化財に指定してほしいと思ったら、その審議委員会の方に言ったらいいんですか。それ とも教育委員会に直接言って、会議が開かれるみたいな形でしょうか。

〇 議長(宮平喜文)

松田 力教育課長。

〇 教育課長(松田 力)

この委員の皆さんは、それを審議する場ですので、基本的に受付は教育委員会となっております。

〇 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

〇 1番(又吉文江議員)

ありがとうございました。

あと一つ……休憩いいですか。

〇 議長(宮平喜文)

暫時休憩します。

休 憩

再 開

〇 議長(宮平喜文)

再開します。

1番 又吉文江議員。

〇 1番(又吉文江議員)

あともう一つ、ちょっと戻るんですけど43ページの19節なんですが、頑張る地域振興生ごみ処理奨励金とありますが、これって生ごみ処理機を買ったときに奨励されるお金で理解していいですか。これを住民はあまりよく分からないと思うので、こういう周知とかしたことはありますか。

〇 議長(宮平喜文)

石川聖子住民課長。

〇 住民課長(石川聖子)

生ごみ処理機を購入した際の奨励費となっております。周知のほうは、最近は行っておりませんので、周知を行っていきたいと思います。以前は、広報のほうに周知しています。

〇 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

〇 1番(又吉文江議員)

以前は自分も見たんですけれど、結構前の話だと思います。ついでに聞くんですけれど、生ごみ処理は、 今座間味島のほうは、生ごみは別に出しますよね。そこで、どういう処理になっていますか。 〇 議長(宮平喜文)

石川聖子住民課長。

〇 住民課長(石川聖子)

今はクリーンセンターのほうで生ごみ処理機にかけて肥料にしております。販売とかはしておりませんで、 希望者の方に配布をしております。

〇 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

〇 1番(又吉文江議員)

それは住民に周知されていますか。

〇 議長 (宮平喜文)

暫時休憩します。

休 憩

再 開

〇 議長(宮平喜文)

再開します。

石川聖子住民課長。

〇 住民課長(石川聖子)

肥料登録をしておりませんので、周知のほうは行っておりません。

〇 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

〇 1番(又吉文江議員)

畑を……知っている方はもらいに来るみたいな感じですか、それを。肥料なので、やっぱり欲しい方がいらっしゃるかなと思うんですけれど、それは無料であげているというか、そういう感じでやっているんですか。それもお願いします。

〇 議長(宮平喜文)

石川聖子住民課長。

〇 住民課長(石川聖子)

持って行かれる方は、畑仕事をされている方に提供はしております。

〇 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

〇 1番(又吉文江議員)

ありがとうございました。

〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

〇 2番(西田吉之介議員)

51ページに戻りますが、一般質問に持って行くという話でしたが、東側の残土の件ですね。これ、現状 確認なんですが、現在、既に残土の搬出は行われていますか。

〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶·観光課長。

O 船舶・観光課長(中村 悟)

残土の搬出は行っております。

〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

〇 2番(西田吉之介議員)

令和5年度の一般予算で計上されている、これから使いますよというお金だと思うんですが、685万7,000円、既に残土の搬出が行われているということなんですが、なぜ予算が通っていないのに、もう既に 残土が運ばれているのでしょうか。

〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶・観光課長。

〇 船舶・観光課長(中村 悟)

訂正します。令和4年度分は搬出していますという意味で、現段階の工事でしていますという意味です。 申し訳ないです。令和5年度予算に関しましては、まだ予算が通っていませんので、令和5年度分に関しま しては、その作業は行っておりません。

〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

〇 2番(西田吉之介議員)

令和4年度、同じような工事が、予算が通って行われた。残りの分は今年度やりますということですか。

〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶·観光課長。

○ 船舶·観光課長(中村 悟)

おっしゃるとおりです。

〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

〇 2番 (西田吉之介議員)

ちなみに、これをどこに運んでいるか、教えていただけますでしょうか。

〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶・観光課長。

〇 船舶・観光課長(中村 悟)

がらはですね、沖縄本島のほうへ搬出しております。

〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

〇 2番(西田吉之介議員)

となるとまたちょっとややこしいですね。誰のものか分からない残土を、予算を通して処理しているということが令和4年度行われ、今年度も685万7,000円を使って、誰のものか分からない残土を島外に排出するのを通してくれというのは、なかなか難しいと思うんですが、一体全体、なぜ、それが行われているのか。村長、御説明をお願いします。

〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶・観光課長。

の 船舶・観光課長(中村 悟)

これですね、残土は、前々から、十何年前からたまってきたものですので、景観上、悪いということで前

回から処理をするようにしております。

## 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

### 〇 2番(西田吉之介議員)

それでは、その他美ら島パトロール回った持ち主不明のごみ、もしくは残土、コンクリがらに関しても、 村のほうが予算を出して片づけるという認識でよろしいですか。

### 〇 議長(宮平喜文)

宮平真由美副村長。

### 〇 副村長(宮平真由美)

ただいまの御質疑でございますが、私の記憶ではですね、公共工事に使ったがらとかが多いというふうに 記憶しております。これはまたお調べして、後日、お話しするということでよろしいでしょうか。

# 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

#### 〇 2番(西田吉之介議員)

公共工事で出たがらに関しても、工事事業者が、島外に搬出するまでが事業となっています。それが村の 公共工事で出たとしても、さらにまた予算を組んで出すということが、これを予算として認められるか ちょっと疑問に思っていまして、後日説明するということですが、であればこの予算を通してしまうことに なるので、説明をいただいて納得してからでないと、ちょっとこのまま予算を通すということが難しくなる と思います。いかがですか。

# 〇 議長(宮平喜文)

暫時休憩します。

休 憩

再 開

# 〇 議長(宮平喜文)

再開します。

2番 西田吉之介議員。

### 〇 2番(西田吉之介議員)

今、残土の持ち主がおおよその形で判明いたしましたが、それも踏まえてもう一度聞きますが、船舶・観 光課長、あの港の東側にある残土は誰のもので、どこに搬出しているか、再度確認いたします。

### 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶・観光課長。

#### 〇 船舶・観光課長(中村 悟)

訂正してお答えします。あの残土は、先ほど話をした阿佐線を中心とした公共工事からの残土となっております。訂正します。村外へ排出しております。

### 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

#### 〇 2番(西田吉之介議員)

それで私の質疑はすっきりしました。やはり皆さんの税金を使って物事を進める上で、ちょっと厳しく追及しましたが、これについてはこれで終わりたいと思います。ただ、残っているのは、今後あそこに物を置く際の1平米当たりの使用料等を、6月の一般質問に行いますので、答弁の準備のほうをよろしくお願いい

たします。ありがとうございました。

## 〇 議長(宮平喜文)

3番 垣花太郎議員。

#### 〇 3番(垣花太郎議員)

ぱっと終わらせますので心配しないでください。55ページの災害費。あさってが、東北の津波の日になっていますので、その災害に対し、頭の中にはまだこびりついていると思いますので、その基で話をしたいんですけれども、我が村でも、避難所に対して、備蓄とかそういうのがちゃんとされていないところがあるものですから、阿嘉島では避難所が3か所指定されています。備蓄品がなかなか確認されていないんですけれども、その辺についてまたお伺いしたいのとですね、あと委託費、ヘリポート草刈りの件と、避難所草刈りの委託。ランデブーポイント草刈り業務委託ですね。これについてのものもちょっとお聞きしたいんですけれども、その前に、備蓄品の点検をちゃんとされているのか。避難所の分。今、ヘリポートの近くに避難所があるんですけれども、今工事をしていて、そこが撤去されているんですけれども、備蓄は確認されているのか。その辺をお聞きしたいんですけれども、いかがですか。

#### 〇 議長(宮平喜文)

宮平壮一郎総務課長。

## 〇 総務課長(宮平壮一郎)

ただいまの御確認ですが、阿嘉島の備蓄品につきましては、工事に伴って、一時的にコンテナ倉庫を下水 処理場のほうに移して移設しているところでございます。これについて、土地関係が沖縄県のものになった ものですから、新たに今、我々の浄水場のほうにまた移しておこうという話をしております。この件につい ては、以前の議会にも出て、まだ宿題として私も認識しておりますので、また対応させていただきます。

それと併せて備蓄品のほうでございますが、このコンテナには資機材が結構入っております。ライトであったり、ガソリン、スコップ、簡易トイレといったものが入っています。また、乾パン、水というのはまた別のほうに、うちのターミナルの切符売場の2階のほうにも貯蔵しているところで、今分離して、分けて置いてあるのを確認しております。併せて草刈り、まずヘリポートの草刈り作業、座間味のヘリポート、そして阿嘉島のヘリポートの定期的な草刈りでございます。あと、真ん中の避難道路草刈りのほうが19万8,000円、これを一括でつくりまして、座間味の高月から阿佐線に下りる避難路、慶留間側のほうにあります阿嘉の取付道路と言うんですか、慶留間側の取付道路から慶留間のほうにつながる道、避難路と言えばいいですかね、あそこの草刈りでございます。ランデブーポイントにつきまして、座間味のほうに2か所、古座間味のほうと阿真のほうの海難事故を想定して近くにということで、ランデブーポイントのドクターヘリのほうが離発着しますのでそこの草刈り、その2か所の定期的な草刈りの委託費を計上させていただいております。

### 〇 議長(宮平喜文)

3番 垣花太郎議員。

#### 〇 3番(垣花太郎議員)

阿嘉、慶留間、座間味入れて、備蓄品の設置されている所というのは何か所ありますか。

#### 〇 議長(宮平喜文)

宮平壮一郎総務課長。

# 〇 総務課長(宮平壮一郎)

備蓄倉庫については5か所、5字分ですね。慶留間は空港に行く所に置いております。座間味についても、 阿真と座間味の分を座間味浄水場に2つ、阿佐については阿佐線、高台避難の際にタンクがあるんですけど、 そこのほうに一つ、5つ置いております。備蓄につきましては、先ほど、阿嘉、慶留間のものにつきましては、たしかターミナルの2階のほうと、座間味については浄水場のほうと歴史文化センターの3階のほうに貯蓄している状況でございます。

#### 〇 議長(宮平喜文)

3番 垣花太郎議員。

#### 〇 3番(垣花太郎議員)

分かりました。津波はいつやってくるか分からないんですよ。今日かもしれないし、あしたかもしれないですので。それで我が村としては、夏と冬の避難する人数というのは全く違うと思うんですよ。観光シーズンに津波が起きたときに、備蓄品は全く足りないと私は思うんですけどね。津波が来たときに。その辺の想定もぜひ頭の中に入れて、そういう備蓄品をできれば多めに置いてほしいなと。予算がちょっとあればやってほしいなと思います。それは以上です。

あともう一つです。先ほど、集落内の消火栓について中村議員が聞いていましたけれども、阿嘉のほうでは何か所設置して、座間味のほうでどのぐらい、どことどこに設置するのか、その辺をちょっと教えていただきたいんですけど。

# 〇 議長(宮平喜文)

宮平壮一郎総務課長。

#### 〇 総務課長(宮平壮一郎)

現時点では見積りをいただいてですね、予算のほうを計上させております。今回、この工事につきましては、阿嘉2か所、座間味2か所の見積りでの計上となっておりますが、実際に取り付ける際は、現場のほうの確認をさせていただいて、この個数で足りるか、そういったものは判断させていただきます。

#### 〇 議長(宮平喜文)

3番 垣花太郎議員。

#### 〇 3番(垣花太郎議員)

公共施設は一番人が集まる場所ですので、この辺を中心にできれば設置してもらいたいなというのが私の 希望ですので、ぜひお願いしたいなと思います。

あともう一つです。 5 4ページのヘリポートの修繕費 5 0 万円ですけれども、これはどちらのほうのヘリポートの修繕ですか。

#### 〇 議長(宮平喜文)

宮平壮一郎総務課長。

#### 〇 総務課長(宮平壮一郎)

座間味と阿嘉、両方のヘリポートのライト関係の修繕となっております。

#### 〇 議長(宮平喜文)

3番 垣花太郎議員。

#### 〇 3番(垣花太郎議員)

分かりました。私はヘリポートをよく見ているものですから。誘導灯が全部倒れています。それで、いつ 修理してくれるのかなと思って、これではちょっとやばいんじゃないかと思っていました。ありがとうござ います。

もう1か所ですけれども、今までにこんな質疑はなかったんですけど、村長にお聞きしたいんですけれど も、慶良間の空港、今後、どういう前向きな体制で、どういう形で使っていきたいのかというのと、このま まの状態が結構長らく続いているんですよ。今後、どういう形で改善していく、という形があるのか。それ ともそのままの状態でずっと続けていくのかというものを、私たちもすごく気になるんですけれども、つい 最近、このヘリポートの横で、かなり長い日、もうどれぐらいですかね、二、三か月ぐらい船がずっと泊 まっていて、何をやっているか分からないところがあるものですから、その辺がちょっと気になっていると ころもあるんですけれども、それと関係性があるのかどうなのか。ヘリポートの件に関して、今後の将来的 な計画はあるのかというのをお聞きしたいんですけど、どうですか。

#### 〇 議長(宮平喜文)

暫時休憩します。

休 憩 再 開

### 〇 議長(宮平喜文)

再開します。

宮里 哲村長。

## 〇 村長 (宮里 哲)

慶良間空港の利活用についての御質疑だと認識をしております。船の件に関しましてはですね、私のほうが把握しておりませんので、改めて内容を確認させていただいた中で、議会が終わった後に意見交換をさせていただきたいと思っております。慶良間空港に関しましては、現在、使用がですね、訓練で使う場合、それと急患で使う場合、それからエクセル航空というチャーターへりが活用しているという状況でございます。たしか七、八年前ぐらいだったと思いますが、沖縄県内の飛行場、あるいは沖縄県内の飛行場、空港との、那覇空港との連結をさせる場合に、黒字化の路線があるのかないのかみたいな調べ物が、たしか県でありまして、慶良間空港と那覇間というのは赤字になるという予測になっております。そういった状況の中では、新たな定期路線の誘致というのは非常に厳しいかと思っておりますが、一括交付金を活用するなどして、先ほど話をさせていただいたチャーターへり、これに関しては多くの方々が利用していただいているというふうに認識をしておりますので、そういった形での利活用を促していきたいということ。それと、県の空港からも、せっかく空港を造っているので、いい利活用のアイデアがあったら教えていただきたいという話がございましたが、逆に私のほうからは、専門は皆さんですので逆に教えてくれという話をさせていただいているところです。急患の搬送等も含めてですね、非常に重要な施設だと認識しておりますので、これまで同様、しっかりとこの施設を、沖縄県と連携をしながら運用していきたいというふうに思っております。現時点で、私のほうで答えられるのはここまでだということでございます。以上です。

#### 〇 議長(宮平喜文)

3番 垣花太郎議員。

#### 〇 3番(垣花太郎議員)

分かりました。県の予算で、県の委託ですので、これは一応大事に使っていただきたいなと思いますので、 いい方向に空港をうまく利用できたらいいなとは思っていますので、ぜひよろしくお願いいたします。私か らは以上です。

# 〇 議長(宮平喜文)

一般会計予算、ほかに質疑ありませんか。いいですね。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 令和5年度座間味村一般会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第14号 令和5年度座間味村一般会計予算については、原案のと おり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 再 開

# 〇 議長(宮平喜文)

再開します。

日程第4. 議案第15号 令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とします。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

#### 〇 2番(西田吉之介議員)

お伺いします。住民健診の費用があるかと思うんですが、その項目が探せないので、住民健診は大体幾ら ぐらいになるのか、教えてください。

# 〇 議長(宮平喜文)

石川聖子住民課長。

#### 住民課長(石川聖子)

12ページになります。真ん中、保健事業費の特定健康診査等事業費、12の委託料、特定健診の委託料と渡航費用の委託料、こちらに予算を組んでおります。こちらは40歳から74歳までの検査委託となっております。

# 〇 議長(宮平喜文)

ほかに質疑ありませんか。いいですね。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第15号 令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第16号 令和5年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 令和5年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第16号 令和5年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第17号 令和5年度座間味村航路事業特別会計予算についてを議題とします。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

# 〇 2番 (西田吉之介議員)

15ページの1目14節工事請負費、村内航路の建設に係るお金なんですが、次に造るみつしまなんですが、分かる範囲で構いませんが、何名乗りで、車椅子何台が乗るか、分かる範囲で構いません、お願いします。

# 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶・観光課長。

### ○ 船舶・観光課長(中村 悟)

予定人員は30名を予定しております。車椅子に関しましては、これから検討してまいりますが、バリアフリー化で対応する船を建造したいと考えております。

### 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

#### 〇 2番(西田吉之介議員)

ぜひバリアフリーで、できれば車椅子も2台ぐらい乗せられるような造りでお願いしたいと思います。 すみません、そのまま次の質疑をしますが、14ページの12節委託料の一番下ですね。アウトソーシン グ委託料。これは前回、全協のときに那覇事務所のアウトソーシングということでしたが、もう既に委託先 は決まっているんでしょうか。であれば、観光業の窓口として一番最初にお客さんが顔を合わせる場所で、 今現在地域の方からも、那覇出張所、各チケット売場の人の対応が悪いというクレームもちょこちょこ入っ ていますが、アウトソーシングする際には、ちゃんとここは観光業としてやっていく行政の窓口ですよとい う、何かマニュアル等があるのかどうか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

### 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶・観光課長。

#### の 船舶・観光課長(中村 悟)

今現在、プロポーザル方式で公募を行っている途中であります。

### 〇 議長(宮平喜文)

宇地原由人会計課長。

### 〇 会計課長(宇地原由人)

マニュアルの件、少しお答えいたします。アウトソーシングにつきましては、管理業務と、おっしゃるように観光業をメインとした、観光を対象とした語学という面も含め、そういった先に委託をしていくということでまとまっておりまして、具体的な運用については、今マニュアルの整備を進めている最中です。もう少しお時間をいただければと思います。

### 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

# 〇 2番(西田吉之介議員)

ぜひ窓口業務、中の事務作業に関しては、特に何も私はありませんが、窓口に立つ方の愛想だとか愛嬌だとか、そういうやり取りのフロントに立つところですから、ぜひそこも加味していただいての採用をお願いします。

そのままですね、アウトソーシングで那覇事務所の人が委託するとなると、車の予約等のシステム、これも見直してもらっての話とかって、今進んでいますでしょうか。車の予約システムに関してですね、もし見直しがあれば、そういうのも業務の中に入ってくると思うんですけれども、何か改善点とかつくっているのであれば、教えてください。

## 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶 · 観光課長。

# O 船舶・観光課長(中村 悟)

車等の予約に関しましても、今行っているルールで進めていこうと思います。 もちろん場合によっては改善も検討してまいります。

#### 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

#### 〇 2番(西田吉之介議員)

急な用事等で車を那覇に持って行く際もですね、予約を取らないといけないんですが、予約してもなかなか予約がいっぱいでもう入れませんと。キャンセル待ちをしたいと言ったら、キャンセル待ちというシステムはありませんと。ただし、もし、朝来ていただいて空きがあれば乗せられますよ、という、もうギャンブル勝負ですね。朝行って、行けるかどうか一発勝負。そういうやり方なんですかと聞くと、今のところそういうシステムになっていますという現状です。これをちょっと改善していただけないかなという、アウトソーシングのところで改善できないかなと思いますが、いかがですか。

#### 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶 · 観光課長。

#### の 船舶・観光課長(中村 悟)

あくまでも予約状況で、いっぱいでしたら、急なお客様でも乗せることはできないんですけど、現行どおり、もし予約していた車がキャンセルとか、そういった空きになった場合には、やっぱり現地のほうで状況に応じて車の積込みという形で、今考えているところであります。

## 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

# 〇 2番(西田吉之介議員)

予算のところで中身の話は場が違うと思うんですが、これについて、今後ちょっとまた聞きたいと思いますのでよろしくお願いします。やられていない今の現行で行くという答えで、私の質疑は終わります。以上です。

### 〇 議長(宮平喜文)

ほかに質疑ありませんか。6番 宮平清志議員。

#### 〇 6番(宮平清志議員)

同じく14ページ、18節の負担金のところ。前はですね、出向職員の負担金が250万円、前年が250万円あったんですけど、これが今ないので、もしかしたら、ちょっと戻るんですけど、ごめんなさい、一般の26ページの下から5行目、出向職員負担金900万円とあるんですけど、この中に含まれているんですか。あと、この900万円は何人分なのか。ちょっと戻って申し訳ないんですけど、ここに含まれているんですか。

### 〇 議長(宮平喜文)

宫平壮一郎総務課長。

#### 〇 総務課長(宮平壮一郎)

私ども一般会計のほうの負担金でございますが、900万円については1名の負担金と計上、昨年同様となっております。

〇 議長(宮平喜文)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

単純に、那覇出張所の出向の職員が今はいないということですか。

〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶・観光課長。

〇 船舶・観光課長(中村 悟)

本務職員は、次年度からは配置しない方向で進めております。

〇 議長 (宮平喜文)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

本年度ですよね。分かりました。すみません、ありがとうございます。以上です。

〇 議長(宮平喜文)

ほかに質疑ありませんか。航路会計。よろしいですか、航路会計。5番 中村秀克議員。

〇 5番(中村秀克議員)

今、旅客運賃を私もカードを利用して、非常に便利に、スムーズに手続ができているんですが、車両に関しては現金扱いになるんですけど、これはカードで決済できるようにならないのか、ちょっと伺います。

〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶·観光課長。

O 船舶・観光課長(中村 悟)

その辺ですね、十分検討してまいりたいと思います。

〇 議長(宮平喜文)

5番 中村秀克議員。

〇 5番(中村秀克議員)

ちょっと分かりましたとは言いづらいんですが、検討をお願いします。カードに慣れ過ぎて、車を積み込むときに窓口に行ったら、金額が足りなくて戻ったこともありますので、カードで払う頭しかなかったので、そういう経験もありますのでよろしくお願いします。

それとですね、私たちはもう島から往復で切符を買うので、なかなか泊の事務所を利用しないんですが、 以前、自動発券機を導入するという話があったんですけど、那覇ではもう導入されているんですか。どんな 形でやるのか、伺います。

### 〇 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶·観光課長。

# O 船舶・観光課長(中村 悟)

自動釣銭機、とりあえずですね、現金をお預かりして、そこでうちの職員がお金を入れてお釣りを出すという方向で。

### 〇 議長(宮平喜文)

暫時休憩します。

休憩再開

## 〇 議長(宮平喜文)

再開します。

宇地原由人会計課長。

#### 〇 会計課長(宇地原由人)

お答えいたします。当初は発券機という形で、受付窓口の外のほうに設置していた機械ですが、今は全て中のほうにそれを動かしまして、お客様から現金もしくはクレジットカードをお預かりして、中で発券処理をした後にそれを受渡しするということで、以前、現金で取り扱っていた部分を、必ず機械を通すような仕組みをとって、現金事故防止を今図っているという処理をしております。以上でございます。

### 〇 議長(宮平喜文)

5番 中村秀克議員。

# 〇 5番(中村秀克議員)

分かりました。いわゆる、窓口の外にハード、ATMみたいな機械があって、並ばずにこれで買えるというシステムかなと思っていたんですけど、納得いきました。分かりました。ありがとうございます。

## 〇 議長(宮平喜文)

ほかに質疑ありませんか。航路会計。よろしいですね。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 令和5年度座間味村航路事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

# (「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第17号 令和5年度座間味村航路事業特別会計予算については、 原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第18号 令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第18号 令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第19号 令和5年度座間味村下水道事業特別会計予算についてを議題とします。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。いいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 令和5年度座間味村下水道事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第19号 令和5年度座間味村下水道事業特別会計予算については、 原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第20号 令和5年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

いいですか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 令和5年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第20号 令和5年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第21号 令和5年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

#### 〇 2番(西田吉之介議員)

一般会計からずっと来て、最後の今のところなんですけれども、全ての議案の最後にですね、地方債の前々年度における現在の現高並びに、という書類がありますが、これを全て足していくと26億7,997万3,000円という形の地方債という形になるんですが、今、座間味村が抱えている地方債はこの合計金額という認識でよろしいでしょうか。

# 〇 議長(宮平喜文)

宮平壮一郎総務課長。

### 〇 総務課長(宮平壮一郎)

一般会計が約12億円、特別会計を入れての26億6,000万円近くになると思います。そのとおりでございます。右下の合計額が、いわゆる我々が持っている公債費、負債のほうの残高となる見込みです。ただし、これは表中の真ん中付近に当該年度中起債見込額、いわゆる当該年度中に起債を借りたときの令和5年度の残高となっています。工事費が減であったりとか、事業が未執行であったりした場合は借入れを行えませんので、ある程度、目安としていただければと思います。

# 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

# 〇 2番(西田吉之介議員)

ありがとうございました。

#### 〇 議長(宮平喜文)

ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 令和5年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第21号 令和5年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第22号 訴えの提起についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。いいですか。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 訴えの提起についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第22号 訴えの提起については、原案のとおり可決されました。 日程第12. 議案第23号 令和4年度座間味村一般会計補正予算(第11号)についてを議題とします。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 令和4年度座間味村一般会計補正予算(第11号)についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第23号 令和4年度座間味村一般会計補正予算(第11号)については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第24号 座間味村第5次総合計画の策定についてを議題とします。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

〇 2番(西田吉之介議員)

ちなみに、この策定にかかる費用は分かりますでしょうか。

〇 議長(宮平喜文)

暫時休憩します。

休 憩

再 開

# 〇 議長(宮平喜文)

再開します。

宮平壮一郎総務課長。

## 〇 総務課長(宮平壮一郎)

今回の策定計画でございますが、請負金額で言いますと1,199万円税込みとなっております。なお、これにつきましては、総合計画プラス国土強靭化ということで、2つ併せての合計額となっているということで御理解のほうをお願いいたします。

### 〇 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

### 〇 2番(西田吉之介議員)

ちなみに、何部ぐらいの作成になりますか。策定して製本するのに何部ほど作りますでしょうか。

#### 〇 議長(宮平喜文)

暫時休憩します。

休 憩 再 開

# 〇 議長(宮平喜文)

再開します。

宮平壮一郎総務課長。

### 〇 総務課長(宮平壮一郎)

今回の冊子のほうは200部の予定となっております。併せて概要版を作成させていただきます。多分10ページ前後になると思いますが、これについては全戸配布の予定で考えております。なお、この予算については、令和5年度、本年度の予算で実施させていただきます。

#### 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

# 〇 2番 (西田吉之介議員)

200部作成して、概要版、まとめたやつは全世帯分ということですよね。分かりました。ありがとうございます。

### 〇 議長(宮平喜文)

ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 座間味村第5次総合計画の策定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第24号 座間味村第5次総合計画の策定については、原案のとお

り可決されました。

日程第14. 同意第1号 教育委員会教育長の任命についてから同意第4号 座間味村監査委員の選任についてまでの提出者の説明を求めます。宮里 哲村長。

# 〇 村長 (宮里 哲)

よろしくお願いいたします。

同意第1号

# 教育委員会教育長の任命について

下記の者を座間味村教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 垣花 健

生年月日

令和5年3月8日提出 座間味村長 宮里 哲

### 提案理由

令和5年3月31日をもって任期満了となる教育長について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第5条に基づき再任する必要がある。

これが、本同意案を提出する理由である。

同意第2号

### 座間味村教育委員会委員の任命について

下記の者を座間味村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 与那嶺 聡

生年月日

# 令和5年3月8日提出 座間味村長 宮里 哲

# 提案理由

令和5年3月31日をもって任期満了となる教育委員について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条に基づき再任する必要がある。

これが、本同意案を提出する理由である。

同意第3号

## 座間味村教育委員会委員の任命について

下記の者を座間味村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 普天間 充

生年月日

令和5年3月8日提出 座間味村長 宮里 哲

### 提案理由

令和5年3月31日をもって任期満了となる教育委員について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条に基づき再任する必要がある。

これが、本同意案を提出する理由である。

同意第4号

# 座間味村監査委員の選任について

下記の者を座間味村監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 市村 陽二

令和5年3月8日提出 座間味村長 宮里 哲

#### 提案理由

監査委員の辞職に伴い、あらたに委員を選任する必要がある。 これが、本同意案を提出する理由である。

以上でございます。

## 〇 議長(宮平喜文)

これで同意案件の説明を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

# 〇 議長(宮平喜文)

再開します。

日程第15. 同意第1号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件を議題とします。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって同意第1号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

日程第16. 同意第2号 座間味村教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号 座間味村教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって同意第2号 座間味村教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意 することに決定いたしました。

日程第17. 同意第3号 座間味村教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

### 〇 2番(西田吉之介議員)

確認だけしたいんですが、この方は初の任期になりますか。それとも今現在も教育委員ですか。

〇 議長(宮平喜文)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

現在も教育委員を務めていただいております。

〇 議長(宮平喜文)

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号 座間味村教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(替成者起立)

起立多数です。したがって同意第3号 座間味村教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

日程第18. 同意第4号 座間味村監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第4号 座間味村監査委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

#### (賛成者起立)

起立多数です。したがって同意第4号 座間味村監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

日程第19.報告第1号 令和5年度沖縄県土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。 本件についての報告を求めます。宮里 哲村長。

### 〇 村長 (宮里 哲)

よろしくお願いいたします。

報告第1号

令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画報告について

地方自治法第221条第3項の規定に基づき、事業計画書を徴したので、別紙のとおり報告する。

令和5年3月8日 座間味村長 宮 里 哲

以上でございます。

## 〇 議長(宮平喜文)

これで報告を終わります。

日程第20.発議第1号 有機フッ素化合物 (PFAS) の汚染から県民の健康と生命を守る決議についてを議題とします。

発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。御異議 ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第1号は、提案理由を省略することに決定いたしました。

これから発議第1号 有機フッ素化合物 (PFAS) の汚染から県民の健康と生命を守る決議について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第1号 有機フッ素化合物 (PFAS) の汚染から県民の健康と生命を守る決議については、原案のとおり可決されました。

発議第1号

令和5年3月9日

座間味村議会

議長宮平喜文殿

提出者 座間味村議会 議 員 西 田 吉之介 賛成者 座間味村議会 議 員 垣 花 太 郎

有機フッ素化合物 (PFAS) 汚染から県民の健康と生命を守る決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

有機フッ素化合物 (PFAS) 汚染から県民の健康と生命を守る決議

平成28年1月、沖縄県企業局は7市町村45万人に供給している北谷浄水場の水源である河川や井戸群等から高濃度の発がん性が指摘されている有機フッ素化合物PFASが検出されたと発表した。

あれから6年が経過し、ほとんどのPFAS汚染は長年の消火訓練による泡消火剤が原因といわれているが、その間も米軍嘉手納基地、米軍普天間飛行場からはPFASを含む泡消火剤が流出する等の事故が相次ぎ、また、PFASに水が汚染された地域の浄水場や下水処理場から出た汚泥が農業利用され農作物を経由したPFAS汚染も懸念されるなど、命の源である飲み水の汚染、土壌汚染等に県民の健康不安は増大するばかりである。

PFAS市民連絡会は、昨年6月から7月にかけて独自で県内6市町村のPFASによるヒトの体内汚染、環境汚染に関する全国でも初めての大規模調査を実施し、研究責任者である京都大学原田浩二環境衛生学准教授は、沖縄県のPFAS血中濃度は、全国調査(環境省令和3年)との比較において、PFOSは最大3.1倍、PFOAは3.0倍、PFHxSは14.3倍と、放置できない高い数値となっているとの調査結果を公表した。さらに、血液検査をした387人のうち27人が、ドイツ国内で健康への影響が懸念されるとする管理目標値を上回っていることが判明し、また、浄水器や水購入の方の血中濃度は低いが浄水器設置は家計への負担が大きく、浄水器では環境負担を妨げないことも判明した。

PFAS汚染は日本国内だけでなく世界的な環境・健康の危機であり、生存権の問題である。今回の検査 結果をエビデンスに県民の命と暮らしを守る立場から、国におかれては、広域疫学調査及び環境調査を継続 的に取組み、下記事項について、本村議会においても強く要望する。

記

- 1 国において、人体に対する毒性評価を根拠とした基準値や土壌当のPFASに関する基準を早急に定めること
- 2 国民の健康と生命を守るために、国の責任で広範な疫学調査、健康調査及び水質・土壌など環境調査を 実施すること
- 3 汚染源が疑われる米軍基地の立入り調査を、政府が主権国家として実施すること
- 4 米軍の環境汚染につき情報公開させ、それに基づいて汚染を浄化させること

以上、決議する。

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣

環境大臣

防衛大臣

厚生労働大臣

沖縄県及び北方対策担当大臣

日程第21. 発議第2号 日米地位協定の見直しに関する要望決議についてを議題とします。

発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩再開

# 〇 議長(宮平喜文)

再開します。

日程第21. 発議第2号 日米地位協定の見直しに関する要望決議についてを議題とします。

発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第2号は、提案理由を省略することに決定いたしました。

これから発議第2号 日米地位協定の見直しに関する要望決議について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第2号 日米地位協定の見直しに関する要望決議については、原案のとおり可決されました。

発議第2号

令和5年3月9日

座間味村議会

議長 宮 平 喜 文 殿

提出者 座間味村議会 議 員 中村 秀 克 賛成者 座間味村議会

#### 日米地位協定の見直しに関する要望決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

### 日米地位協定の見直しに関する要望決議

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、30の都道府県に131施設、約9万8 千ヘクタールの米軍基地施設が所在している。

米軍基地を抱える全国の町村は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民 生活への過重な負担を抱えている。

特に、全国の米軍専用施設の約70%を占める沖縄県においては、米軍基地から派生する事件・事故や航空機騒音、米軍人・軍属等による犯罪が、戦後77年を経た今日においてもなお後を絶たず、また、環境や人体に影響を及ぼす可能性が指摘されている高濃度の有機フッ素化合物(PFAS)が米軍基地周辺の井戸や地下水から検出され、水源等の汚染が懸念されているが、基地内の立ち入り調査ができず原因が特定できないため汚染除去等適切な対応が困難な状況となっており、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている。

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会環境が大きく変化しえいるにもかかわらず、 昭和35年に締結されて以来、63年以上もの間、1度も改正されていない。

これまで運用改善や環境補足協定の締結がなされてはいるものの、米軍基地から派生する様々な事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守るためにはまだ不十分で、根本的な解決のためには日米地位協定を抜本的に見直す必要がある。

よって、本村会議においても日米地位協定を抜本的に見直しされるよう、強く要望する。

以上、決議とする。

令和5年3月9日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

沖縄基地負担軽減担当大臣

内閣官房長官

沖縄及び北方対策担当大臣

外務省沖縄特命全権大使

沖縄防衛局長

日程第22. 発議第3号 沖縄の離島振興に関する要望決議についてを議題とします。

発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第3号は、提案理由を省略することに決定いたしました。

これから発議第3号 沖縄の離島振興に関する要望決議について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第3号 沖縄の離島振興に関する要望決議については、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思います。御異 議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議員派遣の件は、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定しました。

発議第3号

令和5年3月9日

座間味村議会

議長宮平喜文殿

提出者 座間味村議会 議 員 西 田 吉之介 賛成者 座間味村議会 議 員 又 吉 文 江

#### 沖縄の離島振興に関する要望決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

#### 沖縄の離島振興に関する要望決議

沖縄の離島振興については、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄県内離島においては、これまで沖縄振興交付金をはじめとした沖縄振興予算や税制上の特例措置により、離島住民の交通・生活コストの低減や観光リゾート産業の振興が図られるなど、県内離島の産業の振興及び住民生活の安定向上に大きく寄与しております。

しかしながら、離島の多くは人口規模や経済規模が小さいほか、生活・産業活動の条件が厳しく、沖縄本島及び本土と比較して生活環境及び産業基盤の整備等が低位にある状況は残念ながら改善しておりません。

つきましては、沖縄県内離島の更なる振興発展を図るために、本村議会においても下記事項の実現方につ

いて、特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

- 1 離島医療・保険の充実強化について
- 2 離島航空路線の運賃の低減並びに離島空路整備法(仮称)の制定について
- 3 台風災害による支援策について
- 4 海岸漂着ゴミ処理対策について
- 5 港湾等の整備促進について

以上、決議とする。

令和5年3月9日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣経済産業大臣

内閣官房長官 沖縄及び北方対策担当大臣

財務大臣 沖縄県知事

総務大臣 沖縄県議会議長

国土交通大臣

これで本日の日程は、全部終了しました。 会議を閉じます。 これをもって散会します。

散 会(午後4時04分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 喜 文

署名議員 中村秀克

署名議員 宮平清志